

嘉靖定本から万曆新本へ

——熊大木と英烈・忠義を端緒として——

大塚 秀高

前書

- 一 『残唐五代史演義伝』の小説史における位置
 - 二 二つの平話——金と宋
 - 三 平話系統の旧本
 - 四 楊氏の書肆と熊大木——嘉靖定本の誕生
 - 五 南京の周氏・唐氏の書肆と福建の余氏三台館——万曆新本誕生まで
 - 六 嘉靖定本の編纂(その一)——『英烈伝』をめぐる
 - 七 嘉靖定本の編纂(その二)——二つの英烈伝
 - 八 英烈と忠義——内府本と内府抄本
- 小結

嘉靖定本から万曆新本へ

前 書

『殘唐五代史演義伝』に李存孝・史建唐・高行周といった小さ子が登場することについてかつて論じたことがあ(1)る。このうち史・高の二人は同じく五方五帝陣を活躍の舞台とする。史建唐が五龍による五方五帝陣を指揮し、高行周がその先鋒をつとめるのである。しかく『殘唐五代史演義伝』は小さ子の幸う作品であった。

ところで、『殘唐五代史演義伝』のいう五龍とは、のちの後唐の莊宗李存勗、明宗李嗣源、後晋の高祖石敬瑭、後漢の高祖劉知遠、後周の太祖郭威をさす。つまり、『殘唐五代史演義伝』はこの五人が協力して後梁側の王彦章を滅ぼす経緯を語るものなのである。もちろんそうした史実があるうはずはないから、それが意図的に創作されたものであることは明らかである。しかも、この部分にはかなり政治的な意図が感ぜられる。それをいまかりに『殘唐五代史演義伝』編者の反後梁的姿勢といっておこう(それがなぜ反後梁的といえるのかについては後述する)。

五代の時期を扱ういわゆる小説は二つある。一つが「貫中羅本編輯」を銘打つこの『殘唐五代史演義伝』であり、もう一つが『新編五代史平話』である。現存する版本の刊行時期においては後者が前者に先立つ。だが前者に古い要素がないわけではない。『東京夢華録』巻五「京瓦伎芸」に霍四究の「説三分」と並んで尹常売の「五代史」がみえるから、この系統の語りものが北宋時にすでに存在していたことは明らかである。それと『殘唐五代史演義伝』との関係も考えておかねばなるまい。

『新編五代史平話』はすべてが現存しているわけではない。ただ、梁史、唐史、晋史、漢史、周史それぞれ二巻と

いう構成、正史同様相互に独立した体裁からみて、五代と総称される五つの短命な王朝の歴史を平等に語らんとするものであったとみてまず間違いはなさそうである。対する『殘唐五代史演義傳』はそうした平等主義をとっていない。卷七冒頭の「李嗣源拋守大梁」が後梁の瓦解と李存勗の即位（後唐莊宗）を述べているから、全八卷のうち実に六卷を費やして後梁と後唐（より正確にはその前身）の併立時代を説き、残りわずか二卷で後唐、後晋、後漢、後周という四つの王朝の興亡をそそくさと語る格好になっているのである。もちろん前六卷には唐王朝が滅びるまでの部分も含まれており（殘唐部分）、これがかかなり長いのであるが、それにしてもちぐはぐな感じはいなめない。前六卷にひきくらべ、後二卷が忽卒かつおざなりなことは否定できない。後二卷には前六卷の李存孝に相当する英雄がいまいし（史建唐、高行周の二人にしてもいつのまにか姿を消してしまふ）、単なる事実の羅列としかみえないのである。

これらの疑問のいくつかに対しては橋本堯氏の「殘唐五代史演義論—英雄中心主義—」⁽³⁾がすでに答えをだしている。だが筆者と橋本氏とは意見を異にする点も少なくない。そこで、再度敢えて両者の相違及びその小説史上の位置を論じつつ、原小説と物語（両者の概念については別稿で論じる予定である。ついて参照されたい）の並存時代の様相を、テクストの変遷を中心に据えて考察してみることとしたい。

- 1 「小説と物語—劍神説話を端緒として」、『中国古典小説研究動態』第四号所収、一九九〇年十月。
- 2 五方五帝陣の虚実については、平歩青の『霞外攬屑』（一九五九年、中華書局上海編輯所、一九八二年四月、上海古籍出版社）卷九小棲霞說神の「一軍中有五帝」が詳しく論じている。
- 3 『中国文学報』第二十冊所収、一九六五年四月。

一 『殘唐五代史演義傳』の小説史における位置

先に『殘唐五代史演義傳』の反後梁的姿勢について言及した。ここでそのようにみなせるゆえんにつき、まず論じておこう。

現存最古の『殘唐五代史演義傳』(台湾中山博物院現蔵。東洋文庫所蔵のマイクロ・フィルムによつた⁽¹⁾)の巻頭には、後梁側の、五方五帝陣によつて逼死させられた王彦章を讃える歐陽修の王彦章遺像贊(題王彦章画像)が冠せられている。関羽や孔明のごとく敗者がかえつて有名となる例はあるが、その場合にせよ、『三国志演義』の巻頭に関羽や孔明の肖像や贊が掲げられることはなかったから、これがいかに異例かがわかる。では『殘唐五代史演義傳』は後梁側の立場で書かれているのかといえ、どうもそうではなさそうである。本文と像贊とで史観に相違があるといたらおおげさかも知れないが、少なくとも『殘唐五代史演義傳』の編者の構想が現存最古のその刊行者にはうけいられなかった(あるいは無視された)のは間違いなさそうである。

それなら『殘唐五代史演義傳』の編者の構想とは何だったのか。思うに、それは朱全忠の後梁によつて滅ぼされた唐が李克用の後唐によつて再興される過程をえがく、というものだったろう。編者の目には後唐が五代の他の四つの王朝とは違うものと映っていたはずである。だからこそ上記のごとき構成がとれたのである。『殘唐五代史演義傳』はあくまでも後唐正統史観に立つて五代の時期を語らんとするものであった。だから、後唐の滅亡以下の部分はいわば蛇足のようなものだったのである。ところで、この構想は元の至治年間に建安虞氏より刊行された『三国志平話』

のそれと一致する。

金文京氏は『三国志平話』の構想について、「羅貫中の本貫」⁽²⁾のなかで『三国志演義』が、呉の滅亡と晋による三國統一をもって終わっているのに対し、『三国志平話』の方は、その後さらに、「漢帝外孫」の劉淵が漢王となり、また皇帝の位について、晋を滅ぼすところにまで話を及ぼしているのである。このことは言うまでもなく、形式的にせよ漢王朝を復活させることにより、漢を正統とする史観を貫徹させたものと考えられる。「云々と指摘し、さらに、「平話では明言しないが、劉淵は匈奴の出身であり、したがって彼が建てた王朝が晋を滅ぼしたことは、とりもなおさず異民族による漢民族王朝の征服を意味する。ここには、王朝の正統をとるか、民族の血統をとるかという厄介な問題が存在するのであって、モンゴル治下の元代に出た平話が前者を、漢民族の王朝である明代に広まった演義が後者をそれぞれ結末とするのは故なしとしないであろう」とされ、続いて劉淵が都をおいた平陽の特殊文化環境との関係へと話題を転ぜられる。

金説の後半についてはひとまずおき、その前半を『殘唐五代史演義伝』にあてはめてみよう。唐が漢に、後梁が魏に、後唐が蜀漢にあたるのは一目瞭然であろう。もちろん黄巢の乱は黄巾の乱に相当する。とすれば朱全忠が曹操、李克用が劉備、李存孝が關羽ないし張飛となる。先の王彦章はもちろん司馬懿である。つまり『殘唐五代史演義伝』の編者は蜀漢にあたる後唐正統史観でこれを書いたのに対し、刊行者は魏・晋正統史観に立って歐陽修の王彦章遺像贊を巻頭に掲げたということになるのである。

ところで後唐の李克用は沙陀氏の出身であった。ということは李克用の死後帝位につき後唐を興し（晋にあたる後梁を滅ぼし）た李存勗は劉禪であるとともに劉淵だったということになる。つまり、『殘唐五代史演義伝』にも金

氏のいう王朝の正統と民族の血統という厄介な問題が存在しているのである。ところで問題の李存勗であるが、帝位につくまでは「志気遠大、英雄無敵、当応天順人、以承大統」と讃えられるにもかかわらず、一度皇帝となるや「溺于酒色、専事音楽、或時自伝粉墨、与優人共戯于庭、優名謂之李天下」とまるで人が変わってしまったことになっている。権力が人を変えるのは事実itseよ、その豹変ぶり（少なくとも、手の平をかえたようなえがきぶり）はいかにも唐突である。しかし、王朝再興までは劉淵を、それ以降は劉禪をモデルにしたとみれば、李存勗の性格の分裂も納得がゆこう。

こうしてみると『残唐五代史演義伝』の後半は劉・閔・張なきあとの『三国志演義』（より正確には『三国志平話』というべきであろうが）だったことに気がつく。傑出した英雄はすでになく、あとをつぐべき英雄もこぶりである（姜維ないしは史建唐・高行周がそれ）。事実の平板な叙述に終始しているかにみえる（決して事実ばかりではないのであるが）点も一致する。

『残唐五代史演義伝』が成立したのは明朝にはいつてからのはずである。とはいえ、それ以前に「五代史」は成立していたし、李存勗による唐朝の再興は「五代史」のなかでかなめの位置をしめていたはずである。だからそれを省いてしまうわけにはゆかない。だがそのままでは到底刊行できそうにないことも明白であった。李存勗に劉淵の役割とともに劉禪の役割をつとめさせるといのは、こまった『残唐五代史演義伝』の編者が案出した苦肉の策だったのではあるまいか。もっとも、李存勗には劉禪的なところも多分にあったから、この扱いは決して不当ではなかったはずである。その面をいささか強調したにすぎまい。こうして後唐正統史観は相当薄まることになった。だがそれを完全に払拭することはできなかった。筆者としてはこの払拭しきれなかった李存勗における劉淵の影に注目してみたい

のである（先の王彦章遺像賛はそのことを意識した後世の書肆がいわけに冠したものであったのではなかったか）。

誰が『残唐五代史演義伝』を編輯したかは実際のところ不明といてよい。羅貫中説があるのは事実であるが、たいた根拠はないし、仮に羅貫中としたところで、その後何度かに亘る改変をこうむっている。それに、誰が編者にせよ、まったくの無からこれだけの作品を創作できるはずもあるまい。必ずや先行する作品（文字テキストとは限るまい）があつたはずである。そして、この征服王朝期に成立していたはずの作品は、『残唐五代史演義伝』と同等かそれ以上に後唐正統史観で彩られていたと想定される。この、民族の血統より王朝の正統性を重視したと想定される作品を仮に「残唐平話」とよんでおくことにしよう。

『残唐五代史演義伝』は冒頭のほとんど三巻全部をついやして黄巢の乱とそれに続く黄巢の死について語っている。明人銭希言の『桐薪』巻三によれば、当時『金統残唐記』なる作品があつたとされる。黄巢の年号金統を冠するところからみて、この作品と『残唐五代史演義伝』との間には何らかの関係があつたとみられる。『醉翁談録』甲集巻一の「小説開闢」に「也説黄巢撥乱天下」とあり、『宝文堂書目』に「唐平黄巢」なるテキストが著録されることからみて、宋代すでに黄巢の乱を語る作品があり、明代にそれがほとんどそのままの形で残っていたと想定することも不可能ではあるまい。ただ、「唐平黄巢」にはいわゆる話本の可能性があるし、『金統残唐記』には明代の作品の可能性もないわけではない。よってそのいずれをもとらず、わざわざこの想定される作品を「残唐平話」とよぶこととしたのである。

1 拙著『増補中国通俗小説書目』（一九八七年五月、汲古書院）がこのテキストを十行本とするのは九行本の誤り。巻頭に他

のテクストにない四つの文章が冠せられている。

2 『中国古典小説研究動態』第三号（一九八九年十二月）所収。なお『三国志平話』の成立時期・成立地をめぐっては、近頃寧希元氏と卿三祥氏の間で論争があった。寧氏が『《三国志平話》成書于金代考』（『文獻』一九九一年第二期所収）でほとんど地名の考証のみによって「今本《三国志平話》当為金人所作」としたのに対し、卿氏は『《三国志平話成書于金代考》質疑』（『文獻』一九九二年第二期所収）で、「地名疏陋不能作為判定平話作者成書時代和籍貫的根拠」と結論づける。私見によれば、この論争卿氏の方が優勢にみえる。後文にも述べ、卿氏も指摘することく、地名の考証のみによりこうした作品の成立時期・成立地を云々するのはほとんど不毛の議論といつてよい。

二 二つの平話——金と宋

ところで、現在平話と称される作品には二つの系統があるようにみえる。一つが元の至治年間に建安の虞氏より刊行された上図下文の全相平話シリーズ、もう一つが『新編五代史平話』である。後者の台北中央図書館に蔵される最古の刊本の扉には「宋麻沙 五代史平話」と旧蔵者陶北溟の書き込みがあり、阿部隆一氏は「宋末元初間・建」と推定された⁽¹⁾。それゆえ一般的には『新編五代史平話』、全相平話シリーズの順に成立したとみなされていよう。だが刊行の順が内容の古さに一致するとは限るまい。

橋本堯氏は先の論文で「『五代史平話』の成立年代は宋元のいずれか、まだきめ手はないようだが、元の至治年間に刊行された五つの平話よりは新しいと思われる」と、『新編五代史平話』の方が全相平話シリーズよりは新しいと

みる説を提起された。橋本氏の意図はもちろん「五代史平話」の成立年代を元の至治年間以降に引き下げることにあったのであろう。だが筆者としてはこれと逆に、全相平話シリーズ成立の時期を宋末元初以前に引き上げる説を提起しておきたいのである。

「残唐平話」には既述のごとく漢族以外の王朝にも正統性を認める史観が横溢していたはずである。こうした作品が南宋の領域にいきなり出現しようはずはない。まず金か元の領域で成立したと考えるのが妥当であろう。金氏の「『三国志平話』と山西の関係」を想定する考え方はこの意味でも理がある。そして全相平話シリーズのなかに金・元鼎革期の北中国で成立した作品とみなせるものがあるのなら、「残唐平話」をそのような作品の一つとみることも可能なのではあるまいか。

『新編五代史平話』の成立地について言及した論文には寧希元氏の「《五代史平話》為金人所作考」⁽²⁾がある。この論文は、『新編五代史平話』が司馬光の『資治通鑑』と歐陽修の『新五代史』に依拠し、薛居正の『旧五代史』にはよらないことを指摘し、これを金の章宗の泰和七年にだされた「削去薛居正《五代史》、止用歐陽修所撰」なる命にそつたものと考え、それによってこの作品を金人の所作とみ、地名の変遷その他の証拠から、その時期を金の滅亡前後と推すというものであった。

平話や講史章回小説の成立時期の考証にそこにみえる地名の変遷を利用するのは中国の学者が得意とする手法であるが、この一見科学的にみえる手法には多くの問題点がある。第一にテキストが原編者のものそのままであるという客観的証拠にとぼしい点をあげなくてはなるまい。小説と分類される作品に原作のままのものなどあろうはずのないことは中国の学者自身先刻承知のはずなのに、なぜかその事実には目をそむけてしまうのである。第二にこうしたそ

もそも物語に起源をもつ作品の地名が嚴密な考証をへて書かれ（あるいは語られ）ていたと考えること自体が幻想なのに、それに気づかない（あるいは気づかないふりをしている）点があげられる。薛居正の『旧五代史』の問題にせよ、『五代史平話』を編輯せんとするほどのものなら『資治通鑑』と新旧両『五代史』は参照して当然であって、そうならないのはしないのではなくできないのだ、との前提に立つてこそ成り立つ議論なのであるが、この前提には問題がなきにしもあらずなのである。それくらいならむしろ『資治通鑑』に直接よつたとみられる文言が存在することを問題視すべきではあるまいか。とはいえ、この金人所作説自体は魅力的である。

寧氏は先の論文を一貫して『五代史平話』で通した。思うに、これは意図的なものではなく、単に新編の二文字を省いたにすぎまい。冒頭ではちゃんと新編の二文字を附して表記しているからである。だが筆者としてはこの二文字が重大な意味をもっていると考えたい。もちろん新編にさしたる意味はないとみることもできる。しかしわざわざ新編の二文字を冠したとみて、それ以前に「旧編」が刊行（ないし編輯）されていたと推測することも可能であろう。そしてこの場合、この「旧編」の候補には先の「残唐平話」がうってつけではあるまいか。「残唐平話」は尹常亮が語っていた「五代史」と異なり、後唐の成立で終わっていた可能性もあろう（もちろん尹常亮の「五代史」の実態も不明なのであるが、その名称からみて後唐の成立で終わるなどということはなかったろう）。この「残唐平話」に對抗し、南宋の領域に住む士人の一人が、後唐以下の四王朝をも同等に扱う？「五代史」をモデルにするなどして（正史や『資治通鑑』も座右においたろうが）新たに編輯したもの、それこそが『新編五代史平話』である、このように想定することも不可能ではあるまい。版式が類似し、刊行時期も同じ頃と推定される『宣和遺事』が大宋をことさら冠することもこれを裏付けるように思える。

さらに想像をたくましくすることが許されるなら、この間の事情はおよそ次のようになるはずである。金・元鼎革期の北中国において、物語の要素が濃く、かつ自らの属する王朝の正統性を側面から主張する平話が複数成立した。『新編五代史平話』が新編を称する以上、これらもすでに平話を称していたとみられるが、それがただちに刊行されたとは限らず、しばらくは口伝にまかされていたことも考えられる（刊行されたとすれば平陽においてであろう）。やがてこれが人の移動につれて南中国にもちこまれ、演ぜられ（読まれ）るようになっていった。うけいれがたい正統史観とあまりの荒唐無稽さに驚いた南方の士人達は、その荒唐無稽な部分（物語の部分）をある程度削除したうえで、漢族中心史観によって編纂しなおし、広まりつつあったその毒を薄むべくただちにこれを刊行した。その一つが『新編五代史平話』である。一方、これに先んじて成立していた北方系平話も、元が中国を統一することにより、遅れて南方の出版センターたる建安から全相平話シリーズに組み込まれる形で刊行されることになった。この系統の平話が後日講史章回小説に改変され刊行されることになるのであるが、その際、民族の血統に抵触せぬよう改変がなされた。それが『三国志通俗演義』であり、『残唐五代史演義伝』である、と。⁽³⁾

- 1 『増訂中国訪書志』（一九八三年三月、汲古書院）の第三篇「中華民国中央図書館等蔵宋金元版解題」による。
- 2 『文献』一九八九年第一期所収。
- 3 以上は拙論「小説と物語（続）―物語の構造と変貌―」（『中国古典小説研究動態』第五号所収、一九九一年十月）の四十、四十一に追加補訂を加えたものである。あらかじめおことわりしておきたい。

三 平話系統の旧本

全相平話五種は同一時期（元の至治年間）に同一地域（建安）から刊行されたものとみなせる。だがその原本まで一時期一地域で成立したとするわけにはゆくまい。北方の金（またはその旧領域）で成立したと推定されるものがあるなら、南方の南宋（またはその旧領域）で成立したものがあっても少しもおかしくないのである。全相平話五種の間に存する差異についてはすでに多くの学者の論ずるところであるが、こうした観点からの所説はみあたらない。筆者自身にもそうした観点から所論を大々的に展開しようとの準備があるわけではない。筆者としても、さしあたり全相平話五種にも成立時期や成立地域（したがってその傾向や主張）を異にする作品が含まれる可能性が示唆できるにすぎない。

とはいうものの、一方に『三国志平話』、他方に『新編五代史平話』を並べた場合、両者の差が歴然としているのに対し、全相平話五種間の差はあいまいといわざるをえまい。これは五種が統一をとるべく最低限度の改変をこうむっていることによる。そしてもしこの推定の通りなら、全相平話五種間での比較のみによってその間の差異をきわだたせることはむずかしからう。視点をかえ、平話そのものではなく、それに遅れ、それにもとづき、あるいはその存在を意識しつつ成立した講史章回小説の方から平話をみてゆくことにするゆえんである。

明の嘉靖の頃の講史章回小説の編者であり書肆の主人でもあった（というよりまず書肆の主人であり、そのゆえに講史章回小説の編者となったとすべきであろうが）熊大木の作品の一つに『大宋演義中興英烈伝』⁽¹⁾と題する作品があ

る。熊大木についてはかつて論じたことがあるのだが、ここでもそれと重複せぬようところがけつつ、『大宋演義中興英烈伝』を中心に再度とりあげることにした。この作品の現存最古のテキストは現在内閣文庫に蔵されているものであって、八卷八十則（目次による）からなっている。本文題を新刊大宋演義中興英烈伝といい、巻一卷頭次行、次々行に繁峰熊大木編輯、書林清白堂刊行の（巻二以降は本文題をひとしく新刊大宋中興通俗演義とし、次行、次々行の記載を缺く）、巻八末の蓮牌木記に嘉靖壬子孟冬楊氏清江堂刊の文字がみえる。よって以下これを楊氏清白堂・清江堂刊本と称することにしよう。

巻頭には嘉靖三十一年歳在壬子冬十一月望日建邑書林熊大木鍾谷識を銘打つ「序武穆王演義」が冠される。この「序武穆王演義」に「武穆王精忠録原有小説、未及於全文。今得浙之刊本、著述王之事實、甚得其悉。然而意寓文墨、綱由大紀、士大夫以下遽爾未明乎理者、或有之矣。近因眷連楊子素号湧泉者、挾是書謁於愚、曰、敢勞代吾演出辭話、庶使愚夫愚婦亦識其意思之一二。余自以才不逮班馬之万一、顧奚能用広發揮哉。既而懇致再三、義弗獲辭、於是

不吝臆見、以王本伝行状之実迹、按通鑑綱目而取義、至於小説与本伝互有同異者、兩存之以備参考」とあるから、楊氏清白堂・清江堂いづれかの主人が楊湧泉といったことは明らかである。これもかつて論じたごとく、清白堂の主人には楊先春（字新泉、号閩齋、建陽県人）や楊麗泉がいたから、字と号の違いはあっても（当然そのいづれかは誤りに相違ないが）、泉の字のつく楊湧泉がその（あるいは清江堂の）主人であることにはつかわしい（おそらく、楊新泉、楊麗泉と同族同排行のものであろう）。

『大宋演義中興英烈伝』は巻九以降に『会纂宋岳鄂武穆王精忠録後集』を附すが、巻九の巻頭次行、次々行に賜進士巡按浙江監察御史海陽李春芳編輯、書林楊氏清白堂梓行の、大尾の木記に嘉靖壬子年秋清白堂新梓行の文字がみ

え、正徳五年歲次庚午秋八月哉生明賜進士巡按浙江清戎監察御史海陽李春芳序を銘打つ「重刊精忠録後序」が附される。つまり『会纂宋岳鄂武穆王精忠録後集』の板木の方が『大宋演義中興英烈伝』より以前に刊刻されていたことになるのである。清白堂は正徳五（一五一〇）年に李春芳（弘治十五―一五〇二年の進士）の手によって重刊された精忠録を嘉靖三十一（一五五二）年に再度刊行するのとおあわせ、もともと存在していた小説（原有小説）に手を加える（演出辭話）ことを「眷連」の熊大木に依頼し、同族の清江堂の協力を仰いでセットで刊行したとみられるのである。

ところで、後集とあるからには前集（またはそれに相当するもの）があつたに相違ない。それを現存する『大宋演義中興英烈伝』と武穆王演義とみることにまず問題はなからう。ただ、それと武穆王精忠録との關係はどうもわかりにくい。「武穆王精忠録原有小説」の文言からみて、武穆王精忠録が「原有小説」の書名とは考えにくい。楊氏清白堂・清江堂刊本同様、小説と詩文をセットとする刊本があつて、それが武穆王精忠録と称されていたことは十分考えられる。熊大木の序にみえる武穆王精忠録が広くは現存の小説と詩文のセットを、狭くはその小説部分、すなわち、『大宋演義中興英烈伝』をさすと考えられることも可能であろう。これ以外の想定も不可能ではないかも知れない。ただ、いずれの場合にせよ、「原有小説」が岳飛の全生涯を語るものでなかつたらうことだけは確かである（未及於全文）。

これに対し、楊湧泉が熊大木のもとへ持ち込んだ浙江の刊本（今得浙之刊本……近因眷連楊子素号湧泉者、挾是書謁於愚）は、詳しくはあるが、いな詳しいがために、士大夫でもなければとてもわからないというものであつたらしい（著述王之事實、甚得其悉。然而意寓文墨、綱由大紀、士大夫以下遽爾未明乎理者、或有之矣）。そこで熊大木に白羽の矢がたち、手を加える（演出辭話）よう依頼がなされたわけである。

『大宋演義中興英烈伝』が成立するについては、「未及於全文」の「原有小説」と、「著述王之事實、甚得其悉。然

而意寓文墨、綱由大紀、士大夫以下遽爾未明乎理者、或有之矣」の「浙之刊本」(刊本としかいわぬ以上、この作品が当時にあつては小説と認識されぬ底のものであつた可能性も否定できない)とが重要な役割を果たしたこと、それらにもとづき、「庶使愚夫愚婦亦識其意思之一二」との書肆側の要求にさうよう配慮しつつ、一方で自身の見識をも發揮せんと、「以王本伝行状之実迹、按通鑑綱目而取義、至於小説与本伝互有同異者、両存之以備參考」するなどして熊大木が完成させたもの、それが『大宋演義中興英烈伝』だったのである。

先の論文では、黄化字の『両漢開國中興伝誌』にも旧本や小説の存在に言及する割注が二箇所存すること、これから旧本・小説の特徴が荒唐無稽さと推定されること、さらにはこの二箇所の割注にはさまれる部分と『前漢書統集』との類似により、この旧本・小説が全相平話シリーズの一つ(正確にはその子孫を含むとすべきもの)であつた可能性を論じたのであるが、同じく中興の文字を書名の一部にもち、もともと小説が存在していた『大宋演義中興英烈伝』にもそうした可能性ができたのである。

『大宋演義中興英烈伝』Ⅱ武穆王演義の「原有小説」を全相平話シリーズのようなテキストとみるとき、改めて問題となってくるのが「浙之刊本」である。渡辺宏明氏は『大宋演義中興英烈伝』と『大宋宣和遺事』とを比較し、前者のいわゆる「靖康の変」にかかわるかなりの部分が後者を引き写すことになつていと主張する。⁽³⁾『大宋宣和遺事』はそれ自体、諸書を引き写すことによつて成立した書物であり、かつ多数の書物を同時に並行して参照したわけではなく、大ブロックごとに特定の書物をまるごと引き写すという手法によつたものであるから、『大宋演義中興英烈伝』における引き写しが『大宋宣和遺事』の複数のブロックに亘らぬ限り、それを『大宋宣和遺事』によるものとは断じにくいわけであり、渡辺氏の挙例も同一ブロック内にとどまつているよう感ぜられる。ただ、熊大木の序による限

り、大木は「未及於全文」だからといって「原有小説」をすてたりしなかつたようだし、「至於小説与本伝互有同異者、両存之以備参考」ともいうよう、あくまで「原有小説」にもとづいて『大宋演義中興英烈伝』を完成させたと考えられるから、「浙之刊本」によつた部分がある。「未及於全文」に相当する部分であり、特定の部分に集中していた可能性もまた否定はできない。とすれば、熊大木序のいう「浙之刊本」を『大宋宣和遺事』の浙江（おそらく杭州）刊本と想定することもできよう。『大宋宣和遺事』には明の嘉靖以前の刊行と明らかかな浙の刊本は現存していない。だが台湾中央図書館に所蔵される黄丕烈旧藏本は「宋末元初間・建」と推定されるし、明代に金陵（南京）から刊行された王氏洛川校正重刊本のごとき例もあるから、そうした可能性の成り立つ余地もなくはあるまい。

ひるがえつて旧本・小説が「未及於全文」であつたとの指摘であるが、これも全相平話シリーズの特徴といえよう。全相平話は、のちの講史章回小説とは異なり、王朝の全歴史を語ることに熱心でなく、特定のトピックをとらえ、それを集中的に語るといふ底の作品であつたからである。その結果、『兩漢開國中興伝誌』が不均等に引き伸ばされる結果となつてしまつたことについて論じたことがある。

先に熊大木が「浙之刊本」を小説とは認識していなかつたかも知れない可能性に言及したが、『大宋宣和遺事』なら小説とみなされずとも不思議はない。渡辺氏が『大宋宣和遺事』によつたとされる例はほとんど『大宋演義中興英烈伝』の巻一に集中している。ところで、『大宋演義中興英烈伝』の各巻巻頭には「按○○節目」と、おそらく「原有小説」を補つたであろう（もちろん単なる誇大広告である可能性も否定はできないのだが）文献の名が記されている。ところが、その名を巻二以降は「按実史節目」とするのに対し、巻一のみ「按宋史本伝節目」とする。この相違は妙に氣になる。もちろん宋と実（實）は似ていないこともないから、一方が他方の誤りといえぬこともないのだが、

同じく楊氏清江堂と熊大木の組み合わせになる『新刊參采史鑑唐書志伝演義』八卷九十則のごとく「按唐書史節目」で通ず例もあり、実を宋の誤りとはみなしにくい。とすれば、熊大木が『大宋宣和遺事』のごとき文献をもって宋史本伝を詐称した可能性も考えておいてよいのではあるまいか。

以上を要約すれば、『大宋演義中興英烈伝』には全相平話のシリーズのごとき旧本（小説）がもともとあり、それと『大宋宣和遺事』とをないませるにより編輯された可能性がある、ということになる。

1 拙著『増補中国通俗小説書目』では『大宋中興通俗演義』を項目名とした。最古の楊氏清白堂・清江堂刊本が卷一をのぞきこの名を各巻巻頭に掲げること鑑みたわけであるが、楊氏清白堂・清江堂刊本の書名としては『大宋演義中興英烈伝』の方をとるべきであろう。訂正しておく。

2 「講史章回小説の出版と改変——列国志」をめぐって、「中国古典小説研究動態」第三号所収、一九八九年十二月。本論はこの論文を承けたものであり、以下においてもたびたびそこで論じたことに言及することになるのであるが、繁をさける意味もあり、いちいち註記はしないことにした。あらかじめ注意せられたい。

3 『大宋中興通俗演義』と『宣和遺事』、『汲古』第十九号所収、一九九一年六月。

4 阿部隆一氏の『増補中国訪書志』第三篇「中華民国中央図書館等蔵宋金元版解題」による。

四 楊氏の書肆と熊大木——嘉靖定本の誕生

『大宋演義中興英烈伝』の成立の経緯を検討してゆくなかで、楊氏の書肆—清白堂・清江堂と熊大木との間には特

表1 熊大木(熊鍾谷)編纂の講史章回小説一覽

作品名	嘉靖楊氏	万曆福建余氏楊氏	万曆南京周氏周氏	備考
新刊京本春秋五經七雅全像列國志伝	楊氏清白堂?	余邵魚 万曆34三台館文音 余氏三台館	得月齋周晉吾 cf. ただし親朋版に よつたもの	内府抄本あり
京本通俗演義抜鑑全漢志伝	楊氏清白堂	万曆16文音余氏 嘉靖	万曆40周氏大業堂 cf. 重刻西漢通俗演義・重刻京本東漢十二 帝通俗演義志伝を包する	
新刊參采史鑑唐書志伝通俗演義	嘉靖32楊氏清音堂	余氏三台館反峯堂	万曆22三台館 周氏大業堂	王少准写 陳氏尺蠖齋評訳
新刻全像按鑑演義南宋志伝 新刻全像按鑑演義北宋志伝	南北宋両伝演義	余氏三台館 cf. 陳維信編次?	万曆21?唐氏世徳堂	上元王少准写 陳氏尺蠖齋評訳
新刊大宋演義中興英烈伝	嘉靖32楊氏清音堂 嘉靖	余氏三台館	万曆間周氏仁壽堂・ 万巻楼・余氏反峯堂	内府抄本あり
——以下参考—— 新刻重訂出像註釈西晋志伝通俗演義題評 新刻重訂出像註釈東晋志伝通俗演義題評	? ?	余氏三台館#	万曆前半唐氏世徳堂 万曆40周氏大業堂	王少准写 陳氏尺蠖齋評訳
新刻皇明開運御略武功名世英烈伝	南京齊館(官板)	万曆19楊明峰 四巻本	嘉靖32楊氏清音堂 cf. 清原の刊本か	上元王少准写像 王府本あり
三回志通俗演義	嘉靖无序再刊	万曆20余氏反峯堂 cf. 他に複数の楊氏	万曆19周日校万巻楼	上元泉水王希堯

#は分回本 〇は作品名にあげた古名の刊本 ——は現在未発見の刊本

殊な關係、今目的にいえば、出版社と専属の作家といった關係があるらしいことがわかってきた。とはいえ、熊大木とて熊氏忠正堂の主人であったから、自身の編纂した講史章回小説を刊行する手立てをもたなかったわけではなかったろう。にもかかわらず楊湧泉からの依頼をまっぴら楊氏の清白堂なり清江堂なりから刊行し続けたことは注意しておく必要がある。熊大木は自己の出版活動と執筆活動との間に何らかのけじめをつけていたに相違ない。そしてそれはおそらく羅貫中をのぞけばほとんど最初の講史章回小説の編纂者であった熊大木の内心の葛藤と深くかかわっていたに相違あるまい。しかしいまそれを具体的に知る手立てはない。視点をかえ、熊大木(鍾谷)により編纂され、楊氏清白堂・清江堂から刊行ないし刊行された蓋然性のある講史章回小説を、その現存する主要な版本の刊年・刊行地・刊行書肆とともにみてゆくゆえんである。

表1の五つの作品のうち四つまでは楊氏の清白堂か清江堂がその刊刻にかかわり、そのうち二つまでは嘉靖三十一年とその翌年に刊行されたことが知られる。おそらく他の二種、そして熊大木の編纂

の事実のみが知られる（後述）残る一種も、同じ頃、楊氏の書肆から刊行されたのではあるまいか。『列国志』と『全漢志伝』についてはかつて論じたからここでの贅言は省くが、『大宋演義中興英烈伝』を含む残る三作品の版本については少しくここで論じておく必要がある。

まず『新刊参采史鑑唐書志伝通俗演義』であるが、この作品の楊氏刊本につき、孫楷第は「嘉靖癸丑（三十二年）楊氏清江堂刊本。無函……署『金陵薛居士的本』、『鰲峯熊鍾谷編集』。首嘉靖癸丑李大年序。此為最初刊本。標題九十節、実八十九節⁽¹⁾」、「卷八後有木記云『嘉靖癸丑孟秋楊氏清江堂刊』。刻不甚精、然的是嘉靖刊本。書名所題頗不一致：如目錄題『秦王演義』、卷一題『唐書志伝通俗演義』、大尾題『新刊京本秦王演義唐国志伝』⁽²⁾のごとく論ずる。

巻頭の「金陵薛居士の本」にみえる的本なる表現は高儒の『百川書志』著録の『忠義水滸伝』の「錢塘施耐庵の本」と同様、本物のテクストの意味であろう。金陵の薛居士については知るところがない。实在の人物であれば、熊鍾谷（大木）以前の、『大宋演義中興英烈伝』の「原有小説」ないしは「浙之刊本」の編者ということになるかも知れない。だが『旧五代史』の編者薛居正を念頭においた仮名の可能性もなくはなさそうである。

この楊氏清江堂刊本には、これにもとづく二つの異版が現存している。一つは金陵の世徳堂から刊行された『新刊出像補訂参采史鑑唐書志伝通俗演義題評』八卷八十九則で、この版本につき孫楷第は「明唐氏世徳堂刊本、白紙大字。正文半葉十二行、行二十四字。全書八十九節。眉欄有評。凶嵌正文中、記画工曰王少淮写⁽³⁾」、「所題書名亦不一致：曰『唐書志伝』（姓氏卷題）。曰『秦王演義』（目錄）。曰『唐書演義』（序）……不著撰人、第一卷但題『姑孰陳氏尺蠖齋評釈』、『繡谷唐氏世徳堂校定』。卷首長序有云……則第為評釈、即書中眉欄所記者是。末署『癸巳陽月書之尺蠖齋中』、按明嘉靖後弘光前唯方曆二十一年太歲在癸巳、疑序作即在是年也⁽⁴⁾のごとく論ずる。基本的に楊氏清江堂刊

本に見開きの図と評を加えた刊本といつてよからう。この世徳堂本には上記傍線部分を周氏大業堂とかえた黒紙大字本もあるのであるが、板心の一部に世徳堂の文字がみえ、図にも王少淮写とあるから、世徳堂から板木をゆずりうけた大業堂による後修本とみられる。

いま一つは余氏の三台館から刊行された『新刊按鑑演義全像唐国志伝』で、孫楷第は「余氏三台館刊本（封面並有双峯堂記図章）。上図下文……書亦別題『唐書志伝』（目録第一行）。第一巻題『紅雪山山人余忠愍編次』、『潭陽書林三台館粹行』。実即熊鍾谷本。正文開首古風一首与各本同、而刪去『鍾谷子述古風一篇單掲創立之有由』二句、以避原作者姓名。但卷一第七則『李密擁衆』章『鍾谷演義至此、亦筆七言絶句』云云、則仍未刪去、致為罅漏⁽⁵⁾のごとく論ずる。清江堂刊本を上図下文形式に改め、多少原作を改変したものとみられる。ただ以上三（四）本とも章回形式に移行してはいないから（分則本）、羅貫中？（嘉靖本『三国志通俗演義』）や熊大木の定めた講史章回小説（分則不分回の作品を章回小説とよぶのは不穩当なのだが、本論では分則形式の作品をもこのようによぶことにしているので注意せられたい）の嘉靖タイプ（以下では嘉靖定本とよぶ）を踏襲した出版物とみなせる（分則本にはほかに『新刊徐文長先生評唐伝演義』と題される作品もあるのだが、蘇州の版本であり、本論の趣旨ともさしてかわらないから、ここでの紹介は省くこととした）。

二番目は『新刻全像按鑑演義南宋志伝』と『新刻全像按鑑演義北宋志伝』のペアであるが、これには楊氏による原刊本が現存していないから、分則の形式を踏襲したとおぼしい三台館本によって紹介しておこう。この三台館本につき孫楷第は「明建陽余氏三台館刊本……南北宋分叙。合為二十卷。南宋題『陳繼儒編次』；北宋不題撰人。上図、下文……首三台館主人序⁽⁶⁾、其書共二十卷、不標回数。『南宋』、『北宋』、雖分叙、而卷數實相銜接⁽⁷⁾のごとく論ずる。卷

首の三台館主人言を銘打つ序には「昔大木（ママ）先生建邑之博洽士也。偏覽群書、涉獵諸史、乃綜核宋事、彙為一書、名曰南北宋兩伝演義」とあるから、これも熊大木の作品であつて、嘉靖の三十年代に楊氏の書肆のいずれかから刊行された原刊本（嘉靖定本）があつたと想定される。

この分則本を分回形式に改めたものが世徳堂本である。世徳堂本は『新刊出像補訂參采史鑑南宋志伝通俗演義題評』『新刻出像補訂參采史鑑北宋志伝通俗演義題評』といい、ともに十卷五十回からなる。この版本につき、孫楷第は「明唐氏世徳堂刊、陳氏尺蠖齋評釈本。不知其全書總名。南北宋各十卷五十回。書題『姑孰陳氏尺蠖齋評釈』、『繡谷唐氏世徳堂校訂』。挿図。記画工曰『王少淮』。半葉十二行、行二十四字。南宋序後署『時癸巳長至泛雪齋敘』。北宋序署『時癸巳長至日敘』。序文与三台館本不同。此為金陵刊本⁽⁸⁾のごとく論ずる。この癸巳も万曆二十一年であるから、世徳堂は同じ年に分則形式の『新刊出像補訂參采史鑑唐書志伝通俗演義題評』と分回形式の『新刊出像補訂參采史鑑南（北）宋志伝通俗演義題評』とを、ともに陳氏尺蠖齋の評釈によって刊行したことになるのである。ところが三台館の方はいずれも分則形式で『新刊按鑑演義全像唐国志伝』と『新刻全像按鑑演義南（北）宋志伝』を刊行した。この点は注目しておくべきであろう。なおここでいう南北宋がいわゆる南宋と北宋ではない点も注意を要する。太祖趙匡胤が宋の皇帝になるまでを南宋、それ以後を北宋と称しているのであるから、南北宋は全体として唐の太宗李世民が即位する前後を扱う『新刊參采史鑑唐書志伝通俗演義』に対応していることになるのである。熊大木は開国の英邁な君主を主人公とし、その雌伏時代と雄飛する時代とを対比してえがくことを得意としていたようである。

最後にすでに屢々論じてきた『新刊大宋演義中興英烈伝』について簡単にふれておく。この作品にも楊氏清白堂・

清江堂刊本以外の八卷八十則本が現存している。以下ではそのうちの南京と福建の刊本について紹介しておく。

前者はいささか複雑な出自をもつ『新刊大宋中興通俗演義』であつて、これにつき孫措第は「万曆間周氏万巻樓刊本。図嵌正文中、記画工口『王少淮写』……首熊大木序。所附精忠録為二巻。毎巻撰人署名後題『書林万巻樓刊行』。此書自余氏双峯堂本出⁽⁹⁾」、『毎巻題』『熬峯熊大木編輯』『書林双峯堂刊行』。而巻七亦題『書林万巻樓刊行』。板心又題『仁寿堂』。按双峯堂為福建余氏、万巻樓為金陵周氏（今周曰校本『三國志』為万巻樓本、亦署仁寿堂）、豈在閩中雕板、後又售之于金陵耶⁽¹⁰⁾」のごとく論ずる（正しくは巻二、七の巻頭にのみ書林万巻樓刊行の文字がみえ、それ以外は巻九、十の『附会纂大宋岳鄂武穆王精忠録』を含めすべて書林余氏双峰堂刊行とする）。万巻樓と仁寿堂の關係については孫氏の論ずるとおりであるが、⁽¹¹⁾「此書自余氏双峯堂本出」、あるいは「豈在閩中雕板、後又售之于金陵耶」との推定には問題がないわけではない。王少淮のえがく見開きの挿図は南京刊本の特徴だからである。では南京の刊本になぜ双峯堂の名がみえるのか。この点については節を改めて検討することにしよう。

なお『新刊大宋演義中興英烈伝』には『新刊按鑑演義全像大宋中興岳王伝』と題される三台館刊行の上図下文本も現存している。これは楊氏清白堂・清江堂刊本、周氏万巻樓刊本のいずれにも冠される熊大木の序を三台館主人言の名義に改め、かつは紅雪山山人余応鰲編次を称したものである。紅雪山山人余応鰲の名は『新刊按鑑演義全像唐国志伝』に、三台館主人の名は『新刻全像按鑑演義南（北）宋志伝』にもみえる。ただし後者の「叙南北两宋伝序」は一応書き下ろしのものであるが、この『新刊按鑑演義全像大宋中興岳王伝』の序は名義だけかえたにすぎない。余象斗は『列国志』の五雅堂刊本においても馮夢龍の『新列国志』「敘」を適宜書き改め三台山人仰止子と署名していた。余象斗ならびに三台館双峰堂の小説刊行に対する方針は当初より一貫していたようにみうけられる。それは他地の書肆で

刊刻されたテキストをすばやく新版めかして刊行するということにつきよう。相違といえ、当初は嘉靖定本であったその対象が、のちに陳氏尺蠖齋の評釈本、さらには分回新本とかわったにすぎまい。だがこの相違はなかなか重要である。なぜなら、これこそが当時の講史章回小説のテキストの流行・変遷を端的に反映していると考えられるからである。余象斗はなにより機をみるに敏な出版者であった。

- 1 『中国通俗小説書目』による。
- 2 『日本東京所見小説書目』による。
- 3 『中国通俗小説書目』による。
- 4 『日本東京所見小説書目』による。
- 5 『日本東京所見小説書目』による。
- 6 『中国通俗小説書目』による。
- 7 『日本東京所見小説書目』による。
- 8 『中国通俗小説書目』による。
- 9 『中国通俗小説書目』による。
- 10 『日本東京所見小説書目』による。
- 11 近年『古本小説叢刊』第三十三輯の前言で新たに次のごとき考証がなされた。

按：刊行者周对峰即周曰校。对峰乃曰校之号。而万卷楼、仁寿堂实係同一家书坊。《新刻校正古本大字音釈三国志通俗演義》万曆十九年（一五九一）万卷楼周曰校刊本、版心下端有「仁寿堂刊」四字。《新編響綴必用翰苑新書》万曆十九年（一五九一）刊本、封面題「万曆辛卯冬月金陵周对峰刊」、總目下署「金陵書肆龍泉唐廷仁、对峰周曰校鑄行」、版心下端有「仁寿堂刊」四

字。

これによつても、万曆十九年の時点ですでに周氏の書肆と唐氏の書肆との間に密接な関係が生じていたことがわかる。なお『新刻校正古本大字典音釈三國志伝通俗演義』（正しくは伝の字がはいる）の挿図には王少淮の名はみえず、同じ上元の泉水王希堯の名がみえる。おそらく王少淮と同族のものであらう。

五 南京の周氏・唐氏の書肆と福建の余氏三台館——万曆新本誕生まで

楊氏の清白堂ないし清江堂から刊行された熊大木の講史章回小説は、開国の英邁な皇帝を主人公とし、この主人公が群雄を従え、やがて天下をとるにいたる経緯を、おそらく北方系の平話ないしこの系統の旧本を下敷とし、史書によつてそのあまりに荒唐無稽な部分は書きかえ、なおかつ前後の部分を書き加え、通史の体裁に近づくよう配慮しつつえがくといった方針のもとになったものだったと推定される。『全漢志伝』も高祖ならびに王莽により滅ぼされた漢を再興した光武帝を中心にするものであったし、『大宋演義中興英烈伝』も皇帝でこそなかったが、熊大木にとつてはそれと同一視しうる中興の英雄岳飛を主人公とするものであった。『列国志伝』にはそうした英雄がみえたらないが、『秦始皇一統天下』で終わるから、始皇帝をそれになぞらえんとする意図があったとも考えられる。もっとも秦は始皇帝の期待とはうらはらに三世で滅んだから、所詮上記のパターンにあてはめるには無理があったようである。そのうえ現存の『列国志伝』にはかつて論じたごとく増補の可能性もあった。

熊大木の時代にはまだ章回形式が誕生していなかったから、熊大木も当然分則形式を採用した。見開きの挿図をも

つ『大宋演義中興英烈伝』のごとき作品もあれば、『唐書志伝通俗演義』のごとき無図の作品もあったが、前者の挿図にしても万暦のそれに比し拙稚なものであったから、商品としての書物の目玉となったとは考えにくい。わずかに二例で結論づけるわけにもゆくまいが、嘉靖本『三国志演義』の存在をも勘案すれば、無図が当時の一般的な形式であったとみて大過はあるまい。

図や評といった付加価値の付与には熱心でなかったにせよ（当時は版画の技術がさして普及しておらず、批評の地位といったものも確立していなかったからにすぎまいが）、熊大木の作品の出現はこの分野の出版業者に大きな影響を及ぼしたようである。それまでの平話系の日本・小説を駆逐したのみならず、講史章回小説のブランド商品としてゆるぎない地位をしめ、その後各地の出版センターから刊行される諸版本の底本となったからである。これすなわち嘉靖定本の出現であった。

木版本は一時に大部数は刷れないし、増刷にも限界があった。加えて当時のごとき交通事情にあつては、高価かつ少部数の需要しか見込めぬ書物は別として、ある程度以上の需要が見込める小説のごとき作品については、需要が見込める地域ごとに板木をそなえ、その地の需要に応じて増刷する方が経済の原則に適合していたはずである。それゆえ、上記の条件をそなえた地域（南京、蘇州、杭州、福建など）では、それぞれに趣向をこらした小説の版本が、まるで妍を競うかのごとく刊行されることになったのである。ただしこれはあくまでも今日の我々からみてであつて、当時の人々にそれらすべてを比較検討のうえ購入する便宜があつたわけではなかつたろう。

熊大木の講史章回小説に最初に目をつけたのが福建の余氏三台館であつたか、南京の周氏と唐氏の書肆であつたかを決めることはなかなか難しい。またあえてそうする必要もあるまい。ただ、南京から刊行された熊大木の講史章

回小説であつて、ともに万曆二十一年とおぼしき叙と陳氏尺牘齋の評釈をもつ『唐書志伝通俗演義題評』と『南(北)宋志伝通俗演義題評』のうち、前者が分則形式を、後者が分回形式をとることは示唆的である。この年以降、南京では分則形式が分回形式にきりかわつていったかみえるのに、福建ではいましばらく分則形式が主流をしめ続けるからである。上記二書の福建余氏三台館版の『唐国志伝』や『南北両宋志伝』は依然として分則形式をとつていた。

南京における熊大木の講史章回小説の刊行をまっさきに手がけたのは周氏の書肆、なかんづく、万巻楼(仁寿堂)であつたと考えられる。万巻楼が『新刻校正古本大字音釈三国志伝通俗演義』を刊行したのは万曆十九年のことであるが、この版の挿図を担当したのは熊大木の講史章回小説の南京版の三種までの挿図を担当した王少淮ではなく、同じく上元(泉水)出身の王希堯であつた。一つの書肆が二人以上の画工と並行して関係をもつこともなくはあるまい。ただそうした可能性がさして高いとは思えない。とすれば、王少淮が周氏万巻楼において『大宋中興通俗演義』の挿図を担当したのは早くともこの年以降であつたろう。しかも、この『大宋中興通俗演義』の刊行には万巻楼のみならず余氏の双峰堂も関係していた。

双峯堂と三台館は同一の書肆で、万巻楼とおそらく共同で『大宋中興通俗演義』を刊行する一方、自力でほぼ同内容ながら上図下文の形式をとる『大宋中興岳王伝』を刊行している。かつて万曆十六年に刊行された『全漢志伝』を論じた際、まだ年若く、新版を刊刻するだけの資金をもちあわせぬ三台館双峰堂主人余象斗がやむなく既存の板木を買い取り通修本を刊行するなどした可能性を想定したのだが、『大宋中興通俗演義』についてもそうした可能性を想定してよいかも知れない。ただこのたびは通修本などではなく、最初から配分の比率を決めた共同出版であつたことも考えられよう。となれば、『大宋中興通俗演義』の刊行をうけ、これに飽きたらぬものを感じ、資金繰りにも余裕

のできた余象斗が自前で刊行した新版、それが『大宋中興岳王伝』ということになろう。

余象斗は『大宋中興岳王伝』と同じ頃に『唐書志伝』を刊行した。双峰堂の協力をえられなくなった万巻楼の方は熊大木の講史章回小説の刊行から手を引き、かわって唐氏世徳堂がこの方面に進出してきたらしい。『唐書志伝』の南京版『唐書志伝通俗演義題評』を王少淮の挿図でかざって刊行したのは世徳堂であった。だが、万巻楼は手を引いても、周氏の書肆がすべてこの路線に無関心になってしまったわけではなさそうで、この『唐書志伝通俗演義題評』にしても、のちに世徳堂から板木を委譲された（あるいは板木の使用権のみ委譲された）周氏の大業堂が後修本をだしている（唐氏世徳堂と周氏大業堂の関係についてはさらに後述したい）。

こうして挿図から評釈といった分野に付加価値をみいだす対象がひろがってゆけば、おのずと原作（テキスト）の不可侵性もゆらぎをみせはじめる。熊大木のテキストを一字一句忠実に再現する義務などないと書肆の主人が考えても不思議はないし、営業にたずさわる立場にいれば、むしろ本文にもなんらかの新味をだしたいと考えて当然である。余象斗は熊大木の序文を自身の名義に書きかえ、編者に紅雪山人余応鰲といった架空の人物をもちだし、本文から熊鍾谷の名をけしきってまで自己の刊行物を新編本めかさんとした。これなど余象斗の性格と大いに関係しようが、世徳堂が同じ年の刊行になるいづれも熊大木編纂になり陳氏尺蠖齋の評釈を附すテキストの一方を分則本で、他方を分回本で刊行した理由もにたようなものであったに相違ない。

かくして熊大木のテキストを再現しようとの気持ちは急速にしぼんでいった。熊大木の『唐書志伝通俗演義』にもとづき世徳堂が刊刻した『唐書志伝通俗演義題評』の板木を譲り受けその後修本を刊行した大業堂も、『全漢志伝』の南京版は刊行せず（刊行はしたかも知れないがいまのところその現存は確認されていない）、同じく分則本ではあ

つても甄偉の『重刻西漢通俗演義』と謝詔の『重刻京本東漢十二帝通俗演義志伝』を選び、それを万曆四十年に刊行した。これなども以上の風潮と無関係ではあるまい。

周氏大業堂は同じ万曆四十年に王少淮写像の挿図をもち、巻一卷頭次行、次々行に「秣陵陳氏尺蠖齋評釈」「繡谷周氏大業堂校梓」の文字がみえる『新鐫重訂出像註釈西晋志伝通俗演義題評』ならびに『新鐫重訂出像註釈通俗演義東晋志伝題評』を刊行している。この刊本は補刻を多くまじえており、版心の一部に世徳堂刊の文字がみえるから、もと世徳堂によって刊刻された板木によったものとみてまず差し支えあるまい。確たる証拠こそないのだが、王少淮が画工をつとめ、題評を銘打つ陳氏尺蠖齋の評釈本であって、東西晋という中興の英雄をえがくにふさわしい時代を對象とし、なおかつ世徳堂刊本の存在が想定できるから、これにも上記二つの題評本と同様熊大木の原作があったと考えることもできるのではあるまいか。

この世徳堂（大業堂）本は西晋四卷百十六則、東晋八卷二百三十一則からなる分則本であったが、三台館のこれに対応するテキストは『新鐫全像東西晋演義志伝』を銘打つ分回本であった。⁽²⁾これは武林夷白主人重訂、泰和堂主人參訂を銘打つ楊爾曾の『新鐫東西晋演義』十二卷五十回の福建版であり、同じ楊爾曾の編になる『韓湘子全伝』が刊行された天啓三年からみて、その刊行時期は天啓から崇禎にかけてとみられる。つまり、万曆前半（おそらく万曆十九年から二十一年にかけて）における世徳堂による分則本の刊行と、引き続き蘇州での分回本の刊行を承け、三台館は分則本を選択せず分回本を選択し刊刻したのである。

旧本を駆逐することによって自らの定本としての地位を確立した熊大木の講史章回小説にも、その座を分回新本によって追われる時代がやってきたのである。かくして講史章回小説に蘇州を中心とする分回新本時代が到来し、小説

史はまたまた新たな転換期を迎えることになった。

1 『孫楷第が『中国通俗小説書目』で「明万曆四十年周氏大業堂刊本。 図嵌正文中。 記繪工曰『王少淮写像』とする北京大學圖書館藏本を一見したが、万曆四十年の刊行をいうにたる記載はみあたらなかった（封面も残っている）。ただこれと同版とされる北京圖書館藏本（二本）、文化部文学藝術研究院藏本、南京圖書館藏本、安徽省圖書館藏本のいずれも未見なため、一応孫氏によってかく記しておくこととした。

2 『中国通俗小説書目』は三台館原刊本を未見とするが、ライプツヒ大学に藏されるとのリフチン氏の情報がある（筆者未見）。ここでの記載は敬書堂による覆三台館刊本によった（国内では拓殖大学宮原文庫に一本が藏されている）。

六 嘉靖定本の編纂（その一）——『英烈伝』をめぐる

新本誕生以降の動向については別に論ずることとして、ここでは話をもとにもどし、嘉靖定本の編纂につき、『英烈伝』（本論では太祖朱元璋による明の建国の経緯をえがく講史章回小説の嘉靖定本、並びにその系統のテクストの総称としてこの名称をもちいる）を例にとつて論ずることとしたい。数ある講史章回小説から『英烈伝』を選んだのは、『大宋演義中興英烈伝』同様書名の一部に英烈の文字をもち、現存する複数の分則本について比較検討が可能であり、なおかつ、これが最も重要なことであるが、本文中に旧本英烈伝、原本英烈伝、あるいは旧本、原本といった注記がみられるからである。まずは比較検討の対象とした三つの版本の概要を掲げておこう。なお現存する『英烈

伝』はすべて六十則からなり、六卷本、八卷本、四卷本の三系統にわかれている。

a 新刻皇明開運輯略武功名世英烈伝（以下、三台館本と称する）

■六卷六十則。毎半葉十三行毎行二十六字（孫楷第の『中国通俗小説書目』は抬頭用の一字分を数えず毎行二十五字とする）。各卷四面ないし七面、総計三十五面の見開きの図を本文中に挿入する。卷五の「徐元帥破帖木児」の図に上元王少淮写像とみえる。

封面は官板皇明全「像英烈誌伝と二行に大書し、その中間に三台館梓行と記す。この三台館梓行の上部に「鼎式木記」があり、そこに「書林余君召梓行、買者認原板為記」の文字がみえる。『外省移咨応燬各種書目』に「英烈伝（君召余応詔刊）」とあるものであろう。卷頭の「皇明英烈伝序」は無署名かつ記年を缺く。その末尾の「某故不揣博採昭代之事蹟、因日本而脩飾之、補其所遺、文其所陋、正其所訛、集以成編、分為六卷、名之曰皇明開運伝。蓋取明良昌期之意也。因而繡諸梓、使天下得以共悉聖明之盛、而樂謳歌之化云」からみて、この序が六卷本のために書かれたものであること（もちろんそれがこの三台館本とは限らないが）、なおかつそれ以前の旧本が六卷本ではなかったらしいことがわかる。

新刻皇明開運輯略武功名世英烈伝首録を冠するが目録はない。各卷は十則ずつからなる。節目は各卷卷頭と中間に五則ずつまとめて掲げられており、旧本が十二卷仕立てであったことを思わせる（このことについては後述する）。なおこの五則ずつまとめた節目の前（巻の中間をも含む）には「起元順帝至正元年辛巳歲至元順帝至正五年乙酉歲、首尾凡五年事實」のごとく、そこで語られる事件のおこった期間、並びに按皇明通紀演義の文字が記される。

『皇明通紀』十卷は明の陳建の著述で、内閣文庫に本文次行、次々行（ただし卷二はともになく、卷三以降は次行のみ）をそれぞれ粵浜逸史清瀾釣史臣東莞陳建輯著、金陵摘星樓繡梓とし、卷末に時皇明万曆新春広東東莞臣陳建著刊と記す連牌木記をもった『新鐫官板音積標題皇明通紀』が蔵されている。巻頭に嘉靖歳在乙卯仲夏之吉東莞清瀾居士臣陳建揮手稽首謹書を銘打つ「皇明通紀序」が冠されるから、嘉靖乙卯三十四（一五五五）年には完成していたとみなせる。摘星樓刊本は万曆元年に秀水卜大有の『皇明統紀』三卷（隆慶末年までを対象とする）を附し刊行されたものであるが、それ以前に初版が刊行されていたとおぼしい。⁽¹⁾とはいえ、その場合にあっても嘉靖三十四年以前に『皇明通紀』を按じて演義することが不可能なことはない。

では「皇明英烈伝序」のいう旧本とは、『皇明通紀』を按じて演義した、その意味で三台館刊本と本質的には変わらないものであったのか、それともそれ以前の、先に論じたがごとき平話系統の旧本であったのか。この点を論ずるには残る二つの版本をあらかじめみておく必要がある。

なお三台館本は内閣文庫・お茶の水図書館成篋堂文庫などに蔵される（後者は卷四までの残本）。日光の輪王寺慈眼堂所蔵（未見）のものもおそらく同版本であろう。

b 新鐫龍興名世録皇明開運英武伝（以下、楊明峰本と称する）

＃八卷六十則からなる。一部上図下文の形式をとる。每半葉十四行、毎行二十六字。ただし上部に凶がある部分では毎行十八字。内閣文庫に蔵される。封面を缺き、巻頭に写刻の「皇明英武伝序」を冠するが、末尾を缺き、記年・署名の有無については明らかでない。新鐫龍興名世録皇明開運英武伝日録のみを冠し、皇明開運輯略武功名臣首録を冠さない。巻一の次行、次々行に原板南京齊府刊行、書林明峰楊氏重梓とあり、卷八末には皇明万曆辛卯年

表2 「詠史詩」一覽

卷 則	三台館本	楊明峰本	四卷本	備考
1-1	正是	○	○	
1-1	但見	○	○	
1-1	正是	○	×	
1-1	恰似	○	○	
1-1	瞿佑先生詩	○	○	
1-2	真個好火	正是	△	
1-4	素齋老人詩	○	○	
1-6	恰似	○	○	
1/3	正是	○	×	
1/3	詩曰	○	○	
1/3	素齋老人詩	○	○	
1/3	×	有詩為証詩曰	△	
1/5	正是	○	○	
1/5	正是	○	○	
2/3	只見	○	○	
2-3	瞿佑先生詩	○	○	
2-3	東魯素齋詩	○	○	
2-4	但見	○	○	
2-5	正是	○	○	
2-5	但見	○	○	
2/5	正是	○	—	
3-2	後人有詩	後有人詩	—	
3-3	後賢詩	○	—	
3-5	正是	○	—	
3-5	後人有詩	○	—	
3/2	後人有論之者	後有論之者	—	
3/2	素齋老人詩	○	—	
3/4	後人有詩	○	—	
3/4	後人有詩	○	—	
3/5	蝶恋花詞為証	○	—	
3/5	正是	○	—	
3/5	河西錦上花詞稱贊好處	何西錦上花詞稱贊好處	—	
4-1	鷓鴣天為証	○	—	
4-2	後人有詩	○	—	
4-4	有詞為証	○	—	
4-4	丞相汪広洋有詩贊曰	○	—	
4-4	正是～	～	—	
4-5	×	詩曰	—	
4-5	正是	○	—	

卷 則	三台館本	楊明峰本	四卷本	備考
4—5	×	有詩贊曰	—	ともに韻語なし
4—5	還是如何	有詩為証詩曰	—	
4／1	×	但見	—	
4／1	有詩為証	○	—	
4／1	×	但見	—	
4／1	後人有詞贊曰	○	—	
4／1	×	後瞿佑先生贊劉伯温詞贊曰	—	
4／1	但見	○	—	
4／2	×	有譏英傑詩曰	—	
4／2	×	後有人譏之曰	—	
4／2	×	有詩為証	—	
4／3	×	有詩為証	—	
4／3	×	有詩為証	—	
5—1	×	怎見得	—	
5—1	×	後人詩曰	—	
5—1	×	但見	—	
5—1	×	怎生打扮	—	
5—1	×	怎生結束	—	
5—1	×	怎生結束	—	
5—2	×	～	—	
5—2	×	後人詩曰	—	
5—2	×	正是	—	
5—3	後人有詩	○	—	
5—5	正是	○	—	
5—5	×	詩曰	—	
5／1	後人詩	○	—	
5／1	瞿佑先生詩	○	—	
5／1	清江引詞	×	—	
5／1	×	正是	—	
5／1	×	但見	—	
5／1	×	怎生制度	—	
5／1	×	～	—	
5／2	後人有詩	○	—	
5／2	×	有詩為証	—	
5／3	×	正是	—	
5／4	×	～	—	
5／5	正是	○	—	
6—2	素齋先生	○	—	
6—4	但見	○	—	
6—5	後人有瞿塘賦為証	×	—	
6／5	後人留排律韻一篇	○	—	

歳次孟夏月吉旦重刻と記す連牌木記と新編龍興名世録国朝開運英武伝八卷大尾畢、並びに天生祥瑞と記す半葉の挿図がみえる。この版本の刊行は万曆辛卯十九（一五九一）年であつて、南京斉府の原板による楊明峰の重刊本ということになるう（この点については後述する）。なお、aにあつた按皇明通紀演義の文字はまったくみえない。

c. 全像演義皇明英烈伝（以下、四卷本と称する）

四卷六十則からなると推定される上図下文本。每半葉十四行、毎行二十四字。卷一のみの残本が英国図書館に蔵される（『古本小説叢刊』第十八輯に影印本が収められているものによる）。封面を欠き、写刻の序も冒頭を缺く（記年・署名はない）。刊年・出版書肆とも不詳。全像演義皇明英烈志伝目録、皇明開運輯略武功名臣首録を冠す。各卷の巻頭に節目を掲げることほしない。残された卷一の巻頭には按皇明通紀演義の文字がみえる。

以上がこれから比較検討しようとする三つの版本の概要であるが、まず定量的に比較するため、この三者にみえる「詠史詩」⁽²⁾を表2として掲げておこう（各則巻頭の詩や登場人物の詠む詩は省いた）。

はじめにこの表の見方を説明しておこう。楊明峰本、四卷本の欄にみえる○はその部分が、三台館本に一致することを示し、三者それぞれの欄にみえる×は他の版本にあるものがその版本にはないことを示す。また、四卷本の欄の△はそれが三台館本ではなく楊明峰本に一致することを、四卷本における一はその部分がすでに佚していることを示している。なお、巻則については三台館刊本によつた。既述のごとく三台館本は目次が各卷巻頭と中間に分かれてでてくる。そこで巻頭のものについては1-1のごとく、中間のものについては1/3のごとく表記することとした（卷一の前半は六則。後半は目次では五則だが、二番目は本文中にはなく、実質四則となつてゐる）。また、1-1の例のごときは、正是とあつてそのあとに「詠史詩」があることを示す。4-4の三台館本の欄に正是とあり、楊

表3 参照文献一覧

巻 則	三台館本	楊明峰本	四卷本	備考
1-2	按皇明通紀	按史臣論曰	△	
1-2	按皇明通紀	按史臣論曰	△	
1-3	按皇明啓運録	○	○	
1-4	張和美按史臣論云	○	○	
1-5	按金猷彙言	○	○	
1-5	按西樵野記	×	×	
1-6	按皇明通紀	按史臣記曰	△	
1-6	按皇明通紀(ママ)	按金猷彙言	△	
1/3	按皇明通紀	×	×	
1/3	按皇明通紀論目	按史臣論曰	△	
1/5	按皇明通紀論云	按史臣斷議論云	△	
1/5	按皇明通紀	時	△	
2-4	皇明通紀～	～	△	
3/2	按皇明通紀	×	—	地の文に
3/2	皇明通紀論曰	×	—	
3/4	按猷	×	—	金猷彙言か
3/4	按本伝	×	—	
3/4	按遵聞録論云	×	—	
5-5	按皇明通紀	×	—	割注
5/1	史官論曰	○	—	

嘉靖定本から万曆新本へ

明峰本の欄に～とある例のごときは、後者に～に相当する「詠史詩」はあっても正是という言葉はないことを示している。

例示を省いて結論からいえば、楊明峰本と四卷本との関係は近く、なおかつ楊明峰本から四卷本へのコースは可能でもその逆は不可能な関係にあるといえよう。各則の題目は三台館本・楊明峰本とも七字の対句からなるが、四卷本のみ六字の対句からなり、しかもすべて先の七字から一字を省いた関係にあり、加えて、三台館本と楊明峰本との間には継承関係がみいだせないからである。継承関係のない二つの版本の文字が一致するなら、両者は共通の祖本からでたに相違ない。一方、四卷本も直接楊明峰本からでたわけではなく(後述)、これと近い別のテキストからでたと推定されるから、結局三者は兄弟ないし

伯父甥の關係にあるテキストとみなせる。

楊明峰本に按皇明通紀演義の文字がみえないことは既述のとおりであるが、この『皇明通紀』についてはいまいし論ずべきことが残っている。旧本を修飾し、「補其所遺、文其所陋、正其所訛」するよりどころとした文献の一つとしてであろう、三台館本の本文中にも『皇明通紀』の名がみえるからである。ところがこれについても楊明峰本と四巻本は徹底的に嫌い書きかえているのである。『皇明通紀』を中心とするそうした例を先にならって表3としたので、まずはそれをみられたい。

三台館本には、目次の直前の按皇明通紀演義を除く十二箇所に『皇明通紀』の名がみえる。楊明峰本はこのうち五箇所を史臣論曰のごとく書きかえ、一箇所を『金猷彙言』によるとしたうえ、二箇所で『皇明通紀』の見出しを省き、四箇所では『皇明通紀』によるとされる文自体を省いてしまった。ところでこうした『皇明通紀』あるいは『皇明啓運録』『金猷彙言』『西樵野記』『遵聞録』を按じたときとされる部分がそっくりそのまま、あるいは多少表現はかわっても当該の書物にみいだせるのかというと、どうもそうではなさそうである。しかしそのことはいま論じまい。

『皇明啓運録』は『皇明通紀』と同様陳建の著述であった（内閣文庫に朝鮮古活字本が蔵される）。ただし刊年は明らかでない。『金猷彙言』は『今猷彙言』のことで、明の高鳴鳳の編になる叢書であり、『西樵野記』（明侯旬）、『遵聞録』（明梁徳）はこれに収められている。『英烈伝』の編者もおそらく両者の単行本をみたわけではなく、この叢書によったのではあるまいか。問題はこの叢書の刊行時期がさだかでない点にある。⁽³⁾つまり、先の旧本（原本）を平話系の旧本、あるいはそれを改変してなったいわゆる嘉靖定本のいずれかに比定する決め手とはなりえないのである。ただ、原板南京齊府刊行とか官板とか称され、楊明峰本はもとより、さかんに『皇明通紀』などをもちだす三台館本

にも旧本や原本への言及があり（三台館本の方がむしろ回数が多い）、楊明峰本と同様本文中からは『皇明通紀』の文字を消去した（といっておく）四巻本にも按皇明通紀演義の文字が残り、『皇明通紀』こそなくとも『皇明啓運録』や『西樵野記』『金（今）猷彙言』による按語が楊明峰本にも残る以上、熊大木のごときライターが南京府に委嘱され（後述）、平話系の旧本（原本）『英烈伝』にもとづき、『皇明通紀』のごとき当時最新刊の史書を勘案（ないしは勘案したと称）してなった刊本、すなわち筆者のいう嘉靖定本があつて、万暦になり、南京でそれが比較的忠実に（ただし誤字などはかなりめだつし、王少淮の挿図も附されたが）重刊されたものが三台館本であり、それと同じ頃、福建でこの嘉靖定本をいまま少し大胆に改変する（実例の紹介は省く）などしてなったものが楊明峰本であり四巻本であつたと考えられるのではなからうか。

なお、王少淮の見開きの挿図を附す三台館本には同じく英烈の文字を書名にもつ『大宋演義中興英烈伝』と同様、三台館と南京の周氏ないし唐氏の共同出版だった可能性があろう。孫楷第は三台館本の封面に余君召の名がみえる「鼎式木記」の存在を指摘する（有鼎式木記云『書林余君召梓行』）。だがこれは木記といわんよりは木印とすべきものであつた。筆者としては、共同出版に参加した書肆には出資高に応じた製品（書物）の分配があり、それに各書肆が趣向を凝らした？封面をつけ、それぞれの縄張りでそれを販売した可能性を示唆しておきたい。こうした協力は南京と福建といった離れた地域の書肆の間でこそ可能だったのであるまいか。

1 杜信孚の『明代版刻綜録』は「新饜官版音釈標題皇明通紀十卷皇明統紀三卷（明陳建輯ト大有統輯）明嘉靖三十四年摘星樓刊」とするが、『皇明統紀』のついた嘉靖三十四年刊本などありえまい。

2 この定義については「講史章回小説の出版と改変―『列国志』をめぐる―」の「二「詠史詩」とは」に記した。ついて参

嘉靖定本から万暦新本へ

照されたい。

3 内閣文庫には明刊三十四種本と、内外集三十九種本が蔵されるが、共通して収められる作品は二十一種にすぎない。『西樵野記』は三十四種本のみ収録される。『中国叢書綜録』が『今猷彙言』の万曆中刊本としてあげるものは『西樵野記』を含め三十九種本であった。『英烈伝』の嘉靖定本の編者が参照したとおぼしき三十四種本『今猷彙言』の刊行時期についてはいまのところ不明とせざるをえないのである。なお『明代版刻綜録』は『今猷彙言』三十九種不分卷（明高鳳鳴編）明嘉靖高鳳鳴刊』とし、嘉靖刊本の存在を示唆する。

七 嘉靖定本の編纂（その二）——二つの英烈伝

引き続き『英烈伝』の嘉靖定本につき考察を続けることにしよう。

『英烈伝』が各則の冒頭に韻文を掲げることについては既述のとおりであるが、次に卷一第一則のそれと取りあげ、三本間の相違につき検討してみることにはしたい。まずはそれを三台館本の版式のままに句読点を省いて紹介しておく。

詞曰

潜龍興奮居淮甸際会風雲除偽乱手提宝劍定山河長驅鉄
馬清民忠殺氣遮籠濠泗城帝星正照鳳陽県四海英雄逐義

興方国諸侯連策猷百戰功勞建大勛千場汗馬征兇叛血汗
 兩浙縛奸吳刀滿三江擒賊漢掃蕩妖氛天下寧施張清氣乾
 坤變功業皆從翰苑編賢能都入辭臣贊 奉天承運
 大明朝 聖主賢臣開運伝

この韻文はおそらく下線を施した句、乱、患、梟、猷、叛、漢、變、贊、伝が韻を踏むとおぼしい(編は平声)。詩としてはいささか異例ゆえ詩曰とせず詞曰としたのであるが、四卷本はこれを詩曰として二句ずつわかちがきに引く(四卷本にしたがひ、以下ではこの韻文を詩とよぶ)。重複をいとわず以下にそれを四卷本のままに掲げておこう。

詩曰

龍興虎奮居淮甸	際会風雲除偽乱
手提宝劍定山河	長驅鉄馬清民患
殺氣遮籠濠泗城	帝星正照鳳陽梟
四海英雄逐義興	万国諸侯連策猷
百戰功勞建大勛	千場汗馬征兇叛
血汗兩浙縛奸吳	刀滿三江擒賊漢
掃蕩妖氛天下寧	施張清氣乾坤變

功業皆從翰苑編 賢能都入辭臣贊

奉天承運

大明朝聖主賢臣開運伝

この詩を楊明峰本は詞曰として三句ずつわかちがきに記す。これも以下に引いておく。

詞曰

龍興虎奮居淮甸 際会風雲除偽乱 手提宝劍定山河

長駟鉄馬清民患 殺氣遮籠濠泗城 帝星正照鳳陽鼎

四海英雄逐義興 万国諸侯連策獻 百戰功勞建大勛

千場汗馬征兇叛 血汗兩浙縛奸梟 刀滿三江擒賊漢

掃蕩妖氛天下寧 施張清氣乾坤變 功業皆從翰苑編

賢能都入辭臣贊

奉天承運

大明朝

すでにお気づきのように、楊明峰本は肝腎な最後の一句、「聖主賢臣開運伝」を脱落させている。楊明峰本の編者は「賢能都入辭臣贊」で詞が終わり、「奉天承運」以下は地の文とみたに相違ない。改行抬頭は地の文のみと早合点

し、「聖主賢臣開運伝」は衍字とでもみたのであろうか（もちろんいずれにせよ下句とはつながらない）。この「聖主賢臣開運伝」の脱落こそ、先に四巻本を楊明峰本からでたものではないとしたゆえんの一つなのである。

ところでこの「聖主賢臣開運伝」だが、わざわざ冒頭の詩の末尾におかれる点に鑑み、「奉天承運大明朝」とともに嘉靖定本『英烈伝』の書名の一部を構成するものであったと想定することも可能であろう。三台館本の「皇明英烈伝序」にも「分為六卷、名之曰皇明開運伝」とあった。そこで、筆者の想定する嘉靖定本『英烈伝』を『奉天承運大明朝聖主賢臣開運英烈伝』とよんでおくことにしよう。

なお、この詩にはもう一箇所、いささか気づきにくくはあるが、三者が微妙に異なるところがある。第一句目を四巻本と楊明峰本が「龍興虎奮」とするのに対し、三台館本のみ「潜龍興奮」とするのがそれである。楊明峰本は正式名称を『新鐫龍興名世録皇明開運英武伝』とする。もちろんこれだけでは「龍興虎奮」と「潜龍興奮」のいずれが原形かを断ずることはできない。だが、幸いにも5/2の「王禕進呈太平表 徐達攻取山東路」の郭英のせりふ、「守将曾知天命否。我大明龍興虎奮、鉄騎長駆而進、莫敢為敵。你若來降、不但可免其死、尚足以保富貴」が三台館本、楊明峰本とも「龍興虎奮」となっており、この詩についても「龍興虎奮」が原形と知ることができる。

おそらく、三台館本の梓行以前に「龍興虎奮」を冒頭の詩の第一句目から角書にとりこんだ刊本（楊明峰本ないしこれと同様の版本）が刊行されており、その角書を連想させぬよう第一句目を書きかえ、独自に嘉靖定本に改変を加えてなったもの、それが三台館本であったのではなかったか。さすれば三台館本は楊明峰本に遅れて刊行されたことになるのであるが、以下のごとき理由から、刊行時期の先後とは逆に、内容的にはむしろ三台館本の方が嘉靖定本に近いとみられる。すなわち、「詠史詩」をのぞいた地の文に限れば、楊明峰本で削られ三台館本のみに残ったとおぼ

表4 旧本・原本英烈伝一覧

巻 則	三台館本	楊明峰本	四卷本	備考
1—4	按旧本英烈伝	○	○	割注
1—5	按原本英烈伝	按西樵野記	△	割注
1／1	旧本	○	○	割注
1／3	按原本	○	○	割注
1／3	旧本	○	○	割注
2—1	旧本	○	○	割注
3／2	旧本	×	—	割注
4—2	旧本	×	—	割注
4—3	旧本	×	—	割注
5—4	旧本	○	—	割注

しき例は枚挙にいとまがないのに、その逆とおぼしき例はほとんど皆無に等しいからである。

話をもともどそう。より嘉靖定本に近いと推定される三台館本が旧本（原本）『英烈伝』を引き合いにだす箇所は表4の十箇所にのぼる。

楊明峰本はこのうち一箇所を『西樵野記』と改め、三箇所を省く。後者のうちでは3／2の例が検討にあたいするので、まずそれを取りあげてみよう。

3／2は陳友諒が太祖と戦って敗れたことを記す「伯温計破陳友諒 興祖大戰采石磯」であるが、そのなかの「按皇明通紀、時晷天酷熱（旧本載夜間交戦、未知孰是）」とある按語（括弧内は割注、以下同様）を楊明峰本は削除するのである（ちなみに他の二箇所は「旧本作夏茂誠、不是」「旧本作俞廷玉、是時俞廷玉因攻安慶已死于陳矣」と旧本の誤りを指摘するものである）。思うに、この按語が削除されたのは、旧本云々が問題だったからではなく、『皇明通紀』こそが問題だったに相違ない。楊明峰本が『皇明通紀』を「抹殺」せんとしていたことについてはすでに述べた。

三台館本の「原本英烈伝」を楊明峰本が「西樵野記」に改める1—5にしても同様な事情が考えられる。この「太祖皇濠州応瑞 劉伯温青田出

身」は初めに太祖生誕の際の瑞祥などに言及し、次いで雞籠山麓で白蛇にあったことを述べ、「忽霹靂大震、白蛇夭矯、挾雷声、振火光、驟空而去、此乃神龍之徵、見天命之有帰也」と記したのち、行を改め「按原本英烈伝」と梓つきで記し、太祖の天命を皇覺寺の増曇雲がその未生以前に知っていたという逸話を引くのであるが、この逸話の最後にみえる「按皇明通紀載、太祖兒時多病苦、父祖議捨入僧寺、陳氏不欲、未果」なる三台館本の割注を楊明峰本は割除する（表3には梓つき特記の箇所のみあげたため以上の二例はあがっていない）。

楊明峰本が『皇明通紀』を「抹殺」する理由こそ不明であるが、以上の二例によっても嘉靖定本の編輯方針が旧本（原本）『英烈伝』を『皇明通紀』に代表される史書で正し、それを按語のかたちで示すというものであったことが改めて確認されよう。

この方針は、『英烈伝』の嘉靖定本（それはいわゆる「南京齊府原板」と同じないしはきわめて近いものであったろう）と前後して熊大木によって編纂され、楊氏の清白堂・清江堂から刊行された『新刊大宋演義中興英烈伝』のそれと瓜二つであった。『新刊大宋演義中興英烈伝』の編纂方針については先にもふれたが、ここではその影印本を収める『古本小説叢刊』第三十七輯の「前言」を引いておくことにしたい。

半葉十一行、毎行二十二字。有双行小字注釈。正文中有按語、亦有評語、或以「論曰」「評曰」「斷曰」「斷云」起、或引述為「綱目斷云」「宋鑑斷曰」「史評曰」「史臣曰」「呂東萊先生評曰」「瓊山丘氏曰」。引劉後村、姚子章、聞益明、姚震、張琳、洪兆、宋元章等人詩及徐忠純文。……（中略）……

卷六正文：「却說鄺瓊既殺了呂祉、恐宋兵迫襲、連夜投奔偽齊去了。」其下注云：「此一節与史書不同、止依小説載之。」卷八正文：「秦檜既死、次日事聞於朝、高宗隨即下詔黜其子秦燾罷職閑住、其親党曹泳等三十二人皆革去官

職、全家遷發嶺南去訖。」其下注云：「此小説如此載之、非史書之正節也。」

つまり、同時期に同じく英烈の二字を書名にもつ二つの講史章回小説——『大宋演義中興英烈伝』と『奉天承運明朝聖主賢臣開運英烈伝』——が同様な方針のもとに編纂されていたことになるわけである。これははたして偶然なのであろうか。

八 英烈と忠義——内府本と内府抄本

物語りはつねにそれを語りうるヒーローをもとめている。明の太祖はそうしたヒーローとしてうってつけな人物であった。であるからして、その死後百余年をへた嘉靖の頃ともなれば、その発跡変泰譚には尾鱸がつき、巷間に流布していたものと思われる。尾鱸は物語りの世界における人氣のパロメーターではあったが、現在の皇帝の先祖であり、歴史上の人物には昇華しえぬ太祖の場合には、いろいろ不都合が生じたるうことは想像にかたくない。

余談になるが、物語りの世界で歴史上の人物になるとは、荒唐無稽な物語をそれと意識せず語りうるような人物となるということであつて、この意味において歴史上の人物となりおさせた皇帝となると、唐の太宗や後漢の光武帝などごくごく少数であつた。太祖の場合、明が滅んではじめて歴史上の人物となる機会がめぐってきたわけであるが、清朝が征服王朝であつたことから、その芽は早々とつみとられてしまったことであらう。

話をもとにもどそう。皇帝（ないし皇帝側の権力者）にしても太祖が民衆にいじくりまわされるのはこまるにせよ、その眞の姿（もちろん皇帝ないし皇帝側の権力者からみでのそれであるが）を知ってもらいたい気持ちはあつた

ろう。諸般勘案し、太祖を主人公とする講史章回小説、それも平話系の旧本の荒唐無稽な部分を削るなり改めるなどした決定版を新たに編纂し、それをお上が自ら（内府本として）、ないしはその名を貸して（官板として）流布させようと考えたとしても、さして異とするにはあたるまい。かくして刊行されたもの、それがここで想定する嘉靖定本なのである（定本には二つの意味があり、これまでは後々の刊本の底本となったという意味での定本として使ってきたのであるが、ここで新たに、意図的に定めたという意味を付け加えておくことにしたい）。

ところで、楊明峰本のいう南京齊府であるが、嘉靖どころか万曆においても実在してはいなかった。しかし齊府が実在しなかったわけではない。齊王は確かに実在した。洪武三年に青州府に封ぜられ、建文元年の廢、永樂元年の復封をへて永樂四年に爵を奪われて廬州に安置され、宣徳三年に暴かに死んだ太祖の庶七子棖がそれである。かくして齊府は一代で消滅し、子孫はすべて庶人として南京に移され、封を除かれたとされる。おそらくこの庶人となった朱棖の子孫（子孫ですらなかった可能性もあるが、いまかりに子孫としておく）がなんらかの形で關係し（この点についても留保の余地はあるが、いまかりにそうであったとしておく）、南京で編纂刊行されたもの、それがここで問題としている「南京齊府原板」の実体である可能性はなしとしまし。仮にこのとおりであったなら、お上の威光云々はさして關係なきさうであるが、実はそうでもないのである。

『三國志通俗演義』、いわゆる嘉靖本を孫楷第は官刻書かと疑ったし、内府の司礼監刊本ではないかとみる意見もあるようである。晁璉の『宝文堂書目』には武定板とされる『三國通俗演義』が著録され、周弘祖の『古今書刻』には都察院刊本の『三國志演義』が著録されていた。夏振宇本のごとく「官板三國伝」をうたうものもあれば、鄭以楨本のごとく「金陵国学原板」をうたうものもあった。つまり、『三國志演義』には相当数の内府の範圍に属する政府の

機関⁽³⁾から刊行されたか、それに依拠したかした版本があったと考えられるのである。

武定板とは太祖によって武定侯に封ぜられた郭英の子孫によって刊行された版本の謂である。『宝文堂書目』は『三国通俗演義』の武定板とならび、『水滸伝』の武定板を著録する。この両者を刊刻した武定侯が第六代の郭勛であることは、沈徳符の『万曆野獲編』巻五に「武定侯郭勛在世宗朝号好文多芸、能計數。今新安所刻水滸伝善本即其家所伝、前有汪太函序托名天都外臣者」とあることによって知られる。郭勛は正徳三年に武定侯を襲い、嘉靖十九年には翊国公となり太師まで加えられたが、翌年九月罪によって下獄し、その翌年の冬に獄死したとされるから、武定板の『三国通俗演義』と『水滸伝』の刊刻は嘉靖二十一年以前に相違ない。『水滸伝』には武定板とともに都察院刊本があったことが『古今書刻』によって知られる。倡乱の書とされた『水滸伝』さえ内府や郭武定侯のごとき名門によって刊刻されていたのである。

ところで、『水滸伝』は高儒の『百川書志』や晁璠の『宝文堂書目』に著録されたものがそうであり、現存する複数の版本(残本を含む)の名称がそうであるがごとく、ある時点では『忠義水滸伝』(ないしは『京本忠義伝』)といわれていたようである。しかく忠義を前面におしだしていたからこそ、内府や武定侯もこれを刊刻することができたのであろう。しかし、それ以前の『水滸伝』(とりあえず原『水滸伝』といっておきたい)では好漢が国家に忠義心をもっていたか(もつものところがかれていたか)さだかではないし、『大宋宣和遺事』などから推し、むしろそんなものはもちあわせていなかったとみるべきであらうから、書名にとどまらず、多少とも(国家への)忠義の内実をもたせるには、相当大胆な改変を施さなければならなかったと推定される。

権勢をほこり、物議をかもしてまで五世祖英の太廟での侑享を実現させた(從幸承天、請以五世祖英侑享太廟。廷

臣持不可、侍郎唐胄争尤力。帝不聽、英竟得侑享——『明史』卷一三〇・列伝第十八）郭勛ではあったが、没落はあつけないほど簡単にやつてきた。郭勛はこれより以前の嘉靖六年に妖人李福達を大いに信幸し、これを庇つたがゆえに「庇奸乱法」でとりしらべられたことがあつた。李福達は、先に妖賊王良・李鉞の党となり、後には弥勒教で愚民邵進禄をそそのかして洛川で乱をおこさせ、最後は張寅と改名のうえ栗を輸して太原衛指揮使の地位をえ、黄白の術によつて郭勛にとりいつていたのである。やつきとなつた郭勛は帝に手をまわしなんとかことなきをえたのだが、黄白の術を好む性好もだしがたかつたか、ここにいたり方士段朝用を皇帝に進め、その化した金銀を飲食器となせば不死となれると奏上したのである。帝が郭勛を忠となしたのは当然であるが、反対勢力はこの機をとらえて攻勢に転じた。郭勛を庇う帝はもちろんこれを相手にしなかつた。だが、調子にのりすぎた郭勛の「何必更勞賜救」の言葉が帝の逆鱗にふれ、急転直下錦衣衛の獄に下されることになつてしまつたのである。⁽⁵⁾

ところで、かくもながながと郭勛の生涯を記したにはわけがある。私見によれば、この郭勛の生涯と、武定板『三國通俗演義』『水滸伝』の刊行、なかんづく後者のそれと、おそらくそこで初歩的に開始されたであろう忠義の強調との間には、なんらかの関係があると考えられるからである。李福達事件でからも窮地を脱した郭勛は、自ら李福達のごときアウトロー（方外の士ならぬ法外の士）とつきあつてゆく正當ないぬけの手段を講じておく必要を痛感したに相違ない。筆者としては、かくのごとき好漢（緑林豪客）も実は皇帝への忠義心を抱懐する者であつて、君側の奸によつてそれを実行にうつす機会を封ぜられているにすぎぬと、これとつきあう自身の立場を正当化し、かつは自らを「庇奸乱法」と攻撃した言官に反撃を加えんがため、郭勛は『水滸伝』（おそらくは『忠義水滸伝』と称していたらう）を改変させたと想定したのである。いわゆる小説を自己の政治的な主張の実現のために使うこと⁽⁷⁾

は、中国人のもつとも得意とするところであった。

話をもとにもどそう。内府といえは刻書以外にもいわゆる内府抄本の存在を忘れてはなるまい。『奉天承運大明朝聖主賢臣開運英烈伝』と同じく英烈の二文字を附して熊大木により編纂され、楊氏清白堂・清江堂から刊行された『新刊大宋演義中興英烈伝』には、『大宋中興通俗演義』と題され、多数の彩絵図をもつ内府抄本があつて、北京図書館の所蔵に帰している。それをその善本書目⁽⁸⁾は以下のごとく著録する。

大宋演義□卷 (明内府抄彩絵本 蕭蟠跋 十冊 十二行二十一至二十四字紅格紅口四周双辺) 存五卷 (四至六 八至九)

まずこの記載にもとづきつつ、実地調査によって気づいた点をつけくわえておこう。

この抄本を書号の九八四二によって閲覧請求したら五冊しかでてこなかった。附箋によれば、この抄本は採号を異にする次の四つの抄本で構成されているから、今回はそのうちの巻数の明らかな二種のみを閲覧しえたい。附箋には次のようであった。

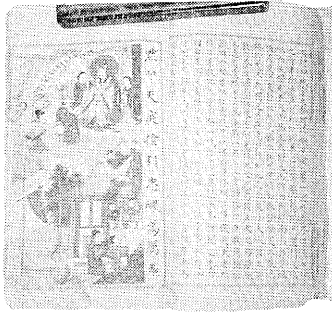
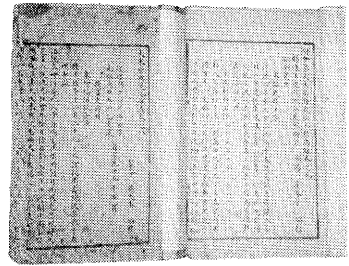
採五三七六二 卷五、六 二冊 陳李靄如捐

採六八一七〇 卷数待査 四冊

採七八〇二八 卷四、八、九 三冊

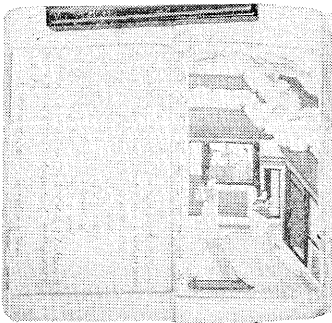
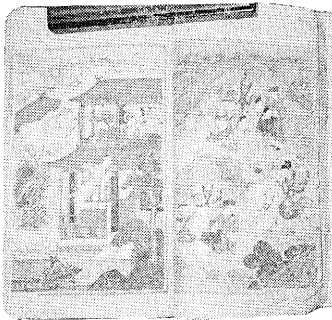
採八五〇六八 卷数不明 一冊

採五三七六二の二冊はいずれも巻頭の数葉を缺き、巻首題は不明である。版心題は大宋演義卷五(六)、毎行の字數はおおむね二十二字よりなる。彩絵図は皆無で、装丁も採七八〇二八の黄色の布装とは異なっており、両者が別の日



的、少なくとも別の時期に作成されたものであることを強くうかがわせる。なお巻五の題箋に「丙戌二月一日自孤竹于役返平、地安門市上得此 尚君子堂藏書 九十三葉」の文字がみえる。丙戌は一九四六年であるうが、尚君子堂が蕭蟠の堂号かを含め、旧蔵者についてはいまだ明らかにしていない。

採七八〇二八の抄本は、巻四、八の巻首題を大宋中興通俗演義とし（以下先の採五三七六二の抄本を含めこの名でよびたい）、次行を鰲峰熊大木編輯とする。三、四行目はその巻が対象とする時期を「起〜止〜首尾〜事実」と明らかにし、そのうえで五行目に按実史節目と記す。巻九は附会纂大宋岳鄂武穆王精忠録巻九と題し、



賜進士巡按浙江監察御史海陽李春芳編輯をいう。以上からみて、この抄本が八卷八十則からなる熊大木の嘉靖定本を抄写したものであることは明らかである。

彩絵図はこの抄本の卷四、八を収める二冊のみにみえる。各則の末尾は大半右半葉でびったり終わり、引き続いて、左半葉、見開き一ないし二面、右半葉の順に、あわせて四ないし六面の金泥を豊富に使った図が附される（左半葉で終わり、見開きの図一ないし二面のうち右半葉で終わる例も若干みられる）。また最初の半葉の右側、最後の半葉の左側には対句の画題が記される。たとえば、卷四卷頭の「劉子羽議守四川」では「議守四川祇恐胡兒乘隙寇」であり、「堅持棧道何妨虜卒不時侵」であった。おそらく以上に記した彩絵図の形式を守り、本文を必ず葉末で終えさせるためであろう、この抄本は先の抄本とは異なり毎行の字数が多少ふぞろいになっている。なお図の一部はすでに佚しており、卷八の「秦檜遇風魔行者」のごとく缺けている例もみえる。

以上二種の抄本のいずれにも一見して明内府抄本と断ずるにたる証拠があるわけではない。だが、明内府写本とされる『大明太宗皇帝御製集』の書格、明内府写本とされる『太乙集成』の彩絵図との類似からみて、明内府抄本とみることにはまず問題はあるまい。かつて孫楷第は「法人鐸爾孟藏明内府精抄本。図彩絵、甚工細。惜已殘。僅存三卷」⁽¹¹⁾、「余曾見法人鐸爾孟氏藏一明抄大本。図嵌文中、彩絵甚工、雖不免匠氣、的是嘉靖時内府抄本。則當時此書曾進御矣」⁽¹²⁾のごとく論じたが、この北京図書館所蔵の採七八〇二八抄本が鐸爾孟の旧藏書であった可能性はたかそうである。

なお、内府抄本の講史章回小説は『大宋中興通俗演義』のみならず『列国志』にも残っていたらしい。ただ孫楷第がかつて「明内府鈔本。有彩絵挿図。眉欄橫標文中重要節目。半葉十三行、行二十五字」⁽¹³⁾のごとく論じた内府抄本はいまその所在を失している。

『大宋中興通俗演義』は熊大木の編纂した筆者のいう嘉靖定本によるものであったし、テキストの不明な『列国志』にせよ、熊大木が嘉靖の末に定本の編纂に携わった作品であった。そうした作品（のみ）に嘉靖の内府抄本が残っているとしたら、それが偶然とはとうてい思えまい。

1 『明史』卷一〇一・諸王世表二による。

2 『中国通俗小説書目』による。

3 李致忠の『歴代刻書考述』（一九九〇年四月、巴蜀書社）は内府刻書として、秘書監刻書、国子監刻書、詹事府刻書、都察院刻書、欽天監刻書、太医院刻書、札部刻書、兵部刻書、工部刻書、司札監刻書をあげる。本論でもこうした政府機関で刊された書物を内府本とよぶことにしておきたい。

4 『明史』卷一〇五・功臣世表一及び卷一三〇・列伝第十八の郭勛の伝による。両者の記載は微妙に異なるが、ここでは主に後者によった。

5 『明史』卷一三〇・列伝第十八の郭勛の伝、卷二〇六・列伝第九十四の馬録の伝などによった。

6 容与堂以下の現存する代表的な『水滸伝』における忠義の内実の変化の様相については、笠井直美氏の「隠蔽されたもう一つの『忠義』——『水滸伝』の『忠義』をめぐる論議に関する一視点——」（『日本中国学会報』第四十四集所収、一九九二年十月）が詳しい。

7 郭勛と『水滸伝』をめぐる諸事については、戴不凡の「疑施耐庵即郭勛——一九七五年秋在学習小組会上的發言整理」（『小説見聞録』所収、一九八〇年二月、浙江人民出版社）がすでに詳しく論じており、いちいち註記にはおよばなかったが、おおいに参考になった。

8 『北京図書館古籍善本書目』、一九八七年七月、北京図書館。

嘉靖定本から万曆新本へ

- 9 拙著『増補中国通俗小説書目』は蕭蝸跋と誤る。訂正しておきたい。
- 10 いずれも『兩朝御覽圖書』（一九九二年六月、紫禁城出版社）巻二「明清内府写本」にみえる。
- 11 『中国通俗小説書目』による。
- 12 『日本東京所見小説書目』による。
- 13 『中国通俗小説書目』による。

小 結

ここで以上に論じてきたことを簡単にまとめておこう。

嘉靖の末になり、それ以前の時期における嘉靖本『三国志演義』ないし武定板『三国通俗演義』や『水滸伝』の成立をうけ、講史章回小説を中心に、旧本（多くは平話系のそれ）をもとに、史書を按じて演義するなどした新たな定本を編纂せんとする動きがおこった。定本編纂の対象となったのは、皇帝への忠義を宣揚するか、夷狄（ないしはこれと同一視しうる各地に割拠する群雄）とたたかう皇帝、及びその部下の英雄の英烈をたたえる作品であった。こうした動きは熊大木と楊氏の書肆という民間のレベルのみならず、南京斉府原板といういささかうさんくさくはあるが一応公的な形をとっても、内府の抄本、さらには『西遊記』の魯王府本のごとき王府本というレベルでもおこったのである。

もちろんかくのごとき定本編纂の動きを単一の要因のみによって説明しようとするのは正しい研究態度ではあるま

い。出版業自体の興隆ないしは民間の経済の発展といった要素が大きなかかわりをもっていることもいなめまい。だが、数ある要因の一つとして政治的なものを加えておくこともまったく無意義というわけではあるまい。

孫楷第は『中国通俗小説書目』の「皇明開運英武伝（即英烈伝）」の項で、「明無名氏撰。相伝為嘉靖時武定侯郭勳所作」と論じた。孫楷第はかくのごとく論じた根拠を明らかにしなかったが、これを承けた戴不凡は『皇明從信録』卷三〇の「丁酉（嘉靖十六年）正月……進武定侯郭英配享太廟」の双行註に「按、嘉靖十年間、刑部郎中李瑜議進誠意伯劉基侑祀高廟、位次六王。至是武定侯郭勳欲進其立功之祖英於太廟、乃做三国志俗説及水滸伝為国朝英烈記、言生擒士誠、射死友諒、皆英之功、伝説宮禁、動人聽聞、已乃疏乞祀英廟廡」なる文言があることを明らかにした。⁽¹⁾ 問題はこの『国朝英烈記』が『英烈伝』と同じものかにあるう。

戴不凡は「歴史上朱元璋兩次決定性的勝利、却不是郭英的功劳：一次是朱元璋和他的最強勁對手陳友諒在鄱陽湖大戰、陳友諒是被乱箭射中身死的。另一次是最后剿滅叛徒吳王張士誠：張士誠是大將軍（后封中山王）徐達所俘虜、由朱元璋用乱棍打死的。這兩大功勞郭英没沾边。但郭勳在《英烈記》中却把這兩次決戰歸功于他老祖宗郭英了」と論ずる。これを三台館本に照らすと（楊明峰本もほぼ同文）、前者については卷四の「太祖三戰鄱陽湖 郭英箭射陳友諒」に「友諒且走且戰。不數里、見前面復有舡截阻、乃是郭英・康茂才。友諒愈慌。舟比、及時張定辺忙弯弓、箭射中郭英左臂。郭英忍痛拔箭、血透素袍、亦用箭射之。正中陳友諒、貫眼及顛而死」とあり、『皇明從信録』のいう「国朝英烈記」に一致するが、後者については卷五の「徐達智賺莫天祐 劉基祭風打蘇州」に「士誠走至後苑梧桐樹下、嘆曰：天喪吾也。遂解下紫絲絛、欲自縊。忽一將馳至、白袍素甲、乃先鋒沐英也。一箭射斷紫絲絛、張士誠墮地、沐英即使人擒之」とあり一致しない（沐英は『明史』卷二六に伝のある太祖の功臣の一人であって、郭英とは別人であ

る)。従つて『国朝英烈記』と現存する『英烈伝』とは別本であろう。

とはいふものの、三台館本の挿図には「郭英車騎擒鄧濟」「郭英刺死陳友諒」「郭英箭射陳友諒」などがあるうえ、「郭英刺死陳友仁」など則目には見えないものもあるから、『英烈伝』で郭英がもちあげられていることに間違はない。郭勛には『国朝英烈記』によつて五世祖郭英を皇帝に売り込んだ可能性があるのである。とはいへ『国朝英烈記』を即『奉天承運大明朝聖主賢臣開運英烈伝』とみるわけにはゆかない。それには『英烈伝』における『皇明通紀』の存在をいかに考えるかという問題が解決されなければならないからである。陳建の『皇明通紀』の成立は嘉靖三十四年以前には遡りえないのに、『皇明從信錄』は『国朝英烈記』の成立を嘉靖十六年以前のこととするのである。しかも『皇明從信錄』は『皇明通紀』及び卜大有の『皇明統紀』に沈国元が補訂を加え万曆四十八年以降になつた書物であるから、先の按語に記された内容も嘉靖当時のものではなく、のちの万曆のものである可能性が高いのである。いずれにせよ、今後の『英烈伝』の研究にはこれと陳建の『皇明通紀』とその続作群との關係の解明がのぞまれよう。

ともあれ郭勛によつて講史章回小説の政治的効用に改めて気づかされた権力者が、これを利用してその読者層を操らんと考えたり、書肆がそうした意向をうけ、その類の書物をわざわざ編纂して権力者におもねらんと考えたとしても、それを突拍子もないことというわけにはゆくまい。思うに、この時期に成立した講史章回小説が忠義や英烈を強調した書名をもっているのは、そうした意図があつたからに相違ないのである(この段階で好漢における忠義を自己の保身の具とせんとした郭勛の意図とは微妙にずれが生じてきていたはずなのであるが、武定板『水滸伝』が現存しない以上、それを確かめるすべはない)。

嘉靖は明朝が北虜南倭に苦しんだ時代であった。とりわけ嘉靖三十年前後は俺答汗の侵入と倭寇の猖獗に困じはてていた。この時期にかくも集中し、同様の思想傾向をもつ講史章回小説の定本が編纂されたのであるから、その半ばにしか内府抄本や官板が残っておらず、多くは楊氏の清白堂・清江堂といった坊間の書肆によって刊行されたものであったにしても、そこにお上の以上に論じたがごとき意向が反映していないと考えるほうがむしろ不自然であろう。

かくして、小説史は嘉靖の時期になって平話系から演義系へとという一大転換点をむかえることになり、ともなう物語から小説（原小説）への流れも加速されることになったのである。われわれは演義というともすれば正史をやさしく敷衍したものだと思ひ込みがちである。事実そうした面も否定できないのであるが、だからといって演義がもととそうしたものだということにはなるまい。演義は本来荒唐無稽な内容をも含む平話系の旧本（より物語に近い）を関連する史書を按ずるなどして正した（原小説とした）ものであった。したがって、文学作品としてのベクトルは上をむいているのであって、決して下をむいてはいなかったのである。となれば、ひるがえって演義（義を演ずる）の義の意味するものについて再度考えてみることも無駄ではあるまい。演義の義に忠義の義が含まれていないとも限らないからである。

1 「擬施耐庵即郭勛一撰一九七五年秋在学習小組会上的發言整理」引用のものに、今回註2の東京大学東洋文化研究所蔵本により補訂を加えた。

2 東京大学東洋文化研究所には万曆四十八年序刊本が、内閣文庫には明刊本が蔵される。謝国楨の『増訂晚明史籍考』（一九一一年二月、上海古籍出版社）は北京図書館蔵明万曆四十八年刊本につき解題を記す。なお、傅吾康の『明代史籍考』（一九七八年十一月、宗奇圖書出版公司、原一九六八年、University of Malaya Press）も解題を収める。

(補記) 『英烈伝』にみえる旧本と原本が同一のテキストをさすかいなかにはなお議論の余地があるう。『忠義水滸伝』の「発凡」にみえる「古本」と「旧本」のごとく、異なるテキストをさす例もあるからである。本論で両者を同一のテキストとみたのは、『英烈伝』にそうした例がみあたらなかったからにすぎない。この点、最後になったがおことわりしておきたい。